

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 46

国連婦人の地位委員会
第十一回会議報告書

労働省婦人少年局

は し が き

1957年3月18日から4月5日まで、婦人の地位委員会の第11回会議が、ニューヨーク国連本部で開催されました。ここに同会議報告書の全文を翻訳出版致します。この報告書は同会議において同委員会が採択し、経済社会理事会へ提出されたものですが、その翻訳のほか、同委員会に提出された、「婦人の地位委員会第10回会議の決定に基づく措置」に関する報告書及び委員長の開会の辞を付録として添付しました。

婦人の地位の問題が国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に参考になれば幸いです。

尚、使用した資料は次の通りです。

1. E/2968 E/CN.6/313
2. E/CN.6/304
3. Speech. of Chairman Mrs. Agda Rossel of Sweden Opening of Eleventh Session.

1957年9月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人の地位委員会について	2
II 婦人の地位委員会第11回会議報告書	3
第1章 第11回会議の構成	3
第2章 議 事 日 程	6
第3章 婦人の政治的権利	8
第4章 婦人の地位委員会より少数者の差別防止及び保護の小委員会第9回 会議に出席した代表者の報告	16
第5章 同一労働同一賃金	22
第6章 婦人の経済的機会	27
第7章 既婚婦人の国籍	40
第8章 私法上の婦人の地位	41
第9章 働く既婚婦人に関係ある税法	45
第10章 婦人の地位に關係ある技術援助計画及び人権の分野における助言 サーヴィス	47
第11章 国連及び専門機関事業に対する婦人の参加	51
第12章 全米婦人委員会の報告	55
第13章 婦人の地位に関する通信	55
第14章 事業計画検討と優先課題項目の設定	55
第15章 次期会議の場所の審議	59
第16章 経済社会理事会に対する報告書の採択	59

附 録

1. 「婦人の地位委員会第10回会議の決定に基づく措置」 事務総長報告書 62
2. 開会の辞 議長アグダ・ロツセル夫人 66

I 婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模で行い、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において、国際連合の中に、婦人の地位を取扱う機構を設ける旨の提案が承認され、1946年に経済社会理事会において、15カ国の委員を以て構成する（任期3年、毎年5カ国改選）ことに決定、1951年に更に3カ国を追加して、1946年以来現在までに下記の会議を行った。

婦人の地位小委員会	第1回会議	1946年4月～5月	ニューヨーク
婦人の地位委員会	第1回会議	1947年2月	レークサクセス（アメリカ）
〃	2	1948年1月	〃
〃	3	1949年3月～4月	レバノン
〃	4	1950年5月	レークサクセス
〃	5	1951年4月～5月	〃
〃	6	1952年3月～4月	ジュネーヴ
〃	7	1953年3月～4月	ニューヨーク
〃	8	1954年3月～4月	〃
〃	9	1955年3月～4月	〃
〃	10	1956年3月	ジュネーヴ
〃	11	1957年3月～4月	ニューヨーク

わが国としては、1949年1月、同委員会より、質問書「婦人の法律上の地位及びその実際の適用」が、司令部を通じて送られてきたのに対し、労働省婦人少年局で答申書を作成して提出したほか、1950年の第4回会議以来、非公式オブザーバーとして数人の婦人指導者達が出席し、特に、1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が、正式オブザーバーとして出席し、多大の関心を払って来たが、今回日本の国連加盟とともに、1957年5月初め行われた委員国の改選にあたって立候補して当選し、谷野婦人少年局長が日本を代表して1958年から3年間委員をつとめることになった。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には1955年4月に署名、6月に批准して第40番目の加盟国となっている。

II 婦人の地位委員会第11回会議（1957年3月18日～4月5日、於ニューヨーク国連本部）報告書

第1章 第11回会議の構成

1. 婦人の地位委員会第11回会議は1957年3月18日、ニューヨーク市の国連本部で開催された。同委員会は27回の本会議を開き、1957年4月5日に終了した。
2. 委員会構成国代表として次の代表が出席した。
 アルゼンチン：C. クリステナ・コリア・モレル・ド・アパリシオ夫人
 オーストラリア：ルース・ギブソン女史
 ベルギー：ジョルゼット・シゼレツト夫人
 白ロシア：フアイナ・ノヴィコヴァ夫人
 中国（台湾）：パオ・スエン・ツェン女史
 チュン・イン・ワン女史（代理）
 キューバ：ウルダリカ・マンナース女史
 シルヴィア・シエルトン女史（代理）
 ドミニカ共和国：ミネルヴァ・ベルナルディノ女史
 フランス：マリー・エレヌ・ルフォシェ夫人
 インドネシア：ルシア・サルジョノ夫人
 R. スタント氏（代理）
 イスラエル：ミナ・ベンズヴィ夫人（代理）
 メキシコ：マリア・ラヴァール・ウルビナ女史
 エンリツク・ブラボ・カロー氏（代理）
 パキスタン：アンワル・アーメッド夫人
 ブドルネツサ・アーメッド夫人（代理）
 ポーランド：ソフィア・デンビンスカ夫人
 スウェーデン：アグダ・ロツセル夫人
 B. スコツツバーク・アーマン夫人（代理）
 ソヴィエト連邦：N. B. スピリドノヴァ夫人
 K. K. ヒルディノヴァ夫人（代理）
 イギリス：ルシル・セイヤー夫人

P. W. J. バックストン氏(代理)

アメリカ合衆国: ロレナ・ハーン夫人

ヴェネズエラ: イザベル・サンチエ・ド・ウルダネータ夫人

カルロツタ・ベニテ・ド・ソコロ夫人(代理)

3. 第231次会議において、ソヴィエト連邦代表は中華人民共和国代表が中国を代表すべきであるのに、その権利のない者が不法に代表となつてゐるといつて異議を申立て、白ロシア、ポーランド代表がこれを支持した。中国代表は、中国の唯一の合法的政府を代表しているのであり、この問題についての討議はこの委員会の権限外であることを指摘し、アメリカ合衆国代表がこれを支持した。ここに発表された意見を会議記録にのせることに意見が一致した。

4. 委員会は、第231次会議において次のとおり役員を全会一致で選出した。

議長: アグダ・ロツセル夫人(スウェーデン)

第1副議長: ウルダリカ・マーナ女史(キューバ)

第2副議長: ソファアイア・デンビンスカ夫人(ポーランド)

記録報告係: ルース・ギブソン女史(オーストラリア)

5. 次の国連専門機関代表もこの委員会に出席した。

国際労働機構(ILO): アナ・フィゲロア夫人

P. R. ベイロ氏(代理)

国連教育科学文化機構: A. ジェガローツア夫人
(ユネスコ)

レネ・マイユ氏(代理)

世界保健機構(WHO): R. L. コイネイ博士

シルヴィア・メイハー夫人(代理)

6. 全アメリカ婦人委員会(政府間の組織)からは、経済社会理事会の決議48B(IV)、第7節に従つて、アナ・マリア・ベレラ博士、エスター・N・D・カルヴォ夫人が代表として出席した。

7. 経済社会理事会の諮問機関たる次の非政府団体の代表が出席した。

A群

国際自由労連: ウイリアム・キムスレイ氏、カロリン・デヴィス夫人、ベツシー・ヒルマン夫人、メアリー・ハンスコム女史、アンデセラ・バンベイス女史、ローズ・ベソツタ女史

国際協同組合連盟: レスリー・ウッドコック氏、セドリツク・ロング夫人

国際キリスト教労組連合: ゲラルド・トーマン氏

世界労連: エリノア・カーン女史

世界国連協会連合: オリヴァー・ウエラシング夫人、C. ベレスフォード・フォックス夫人

B群

カトリック国際社会事業連合: A. D. ヴェルガラ夫人、カルメン・ジロー夫人

国際問題教会委員会: ドミニック・ミツシエリ氏、エスター・ハイマー夫人

ユダヤ団体合同委員会: ソウル・B. ジョフテス氏

国際婦人同盟: フリーダ・ミラー女史、アナ・ロードストラウス夫人

国際刑法協会: サビン・マニユイラ夫人

国際カトリック児童局: マーガレット・M. ビーダルド女史

国際協同婦人組合: セドリツク・ロング夫人

国際カトリック慈善協会: ルイ・ロンガルゾ氏

国際婦人協議会: フランシス・M. フリーマン夫人、ユーニス・H. カーター夫人、クレイグ・シューラー夫人

国際“少女の友”連合: アン・E. ラジエマン女史

国際職業婦人連合会: サラ・T. ヒュース判事、スザンヌ・シャルナ夫人、ルイズ・アーノルド夫人、ヘレン・イエオ女史、エスター・ハイマー夫人

国際大学婦人連盟: パーバラ・D. エヴァンス夫人、F. B. ウェストン夫人

国際婦人法学家協会: ルイザ・アメリア・ベルツ・ペロツキ、グイナラ・スミス女史、デヴァイン・ディブラン・カールソン夫人、ジョセフィナ・R. フォダカ女史

国際人権連盟: マーガレット・ノルツ夫人、ドーラ・ロビンソン夫人

国際民族国民友愛連合運動: マージョリー・クック・ネン、女史

国際婦人団体連絡委員会: フリーダ・ミラー女史

国際通信協会: J. スレジンスキー氏

汎太平洋東南アジア婦人協会: ヘンリー・G. フォウラー夫人

比較法協会: ジャクリン・S. ジョリー女史

婦人国際平和自由連盟: アデレイド・N. ベイカー夫人、カロライン・マリン夫人、マルガレッタ・レクレルク夫人

青年世界集会: エヴェリン・ジョンズ・リツチ夫人、ロバート・S. パールツワイク氏

世界ガール・ガイド、ガール・スカウト協会: メアリー・ウィークス女史、エドワード・F. ジョンソン夫人、カールス・リッダー夫人、E. M. セントツア女史

世界カトリック女子青年連合会: ローズマリー・H. カス夫人、フランク・ベルベリツチ夫人

世界ユダヤ集会: テルマ・リツチマン夫人

世界母親運動: サロメガ・M. ナナケリユナイト女史

世界カトリック婦人団体連合: キヤサリン・シエーファア女史

世界YWCA: コンスタンス・アンダーソン女史、マーガレット・フォールシス女史、アリス・
アーノルド女史

青年キリスト教労働者: カロライン・ベツロ女史
登録団体

国際看護婦協議会: フランシス・O・スミス夫人

聖ジョン国際社会政治連盟: W・グラビンスカ夫人、マгда・ド・スパー博士

8. 国連加盟国から本委員会に出席したオブザーヴァーは次の通りである。

カナダ: デレク・O・アーノルド氏

日本: 谷野せつ夫人

フィリピン: ジョセフィナ・R・フオダカ女史

ルーマニア: アレキサンドラ・ビュカン夫人

9. ドイツ連邦共和国からハンナ・キープ夫人がオブザーヴァーとして出席した。

10. 経済社会問題次長マーチン・ヒル氏、人権部長ジョン・P・ハンプレイ氏、婦人の地位課
長メアリー・テensonウツグ夫人が国連事務局を代表し、ソフィ・グリーンバーク・ヴィナヴァ
ー夫人が委員会書記を務めた。

11. 委員会委員の意見は総会概要記録中に記されている。

12. 議事促進のため、委員会は第232次会議において、2つの分科委員会を次の通り設
置した。

決議に関する分科委員会: フランス (議長) ドミニカ共和国、パキスタン、ソ連、アメリカ
合衆国

通信に関する分科委員会: イギリス (議長) 白ロシア、インドネシア、イスラエル、ヴェネ
ズエラ

第2章 議事日程

13. 委員会は第231次会議において議事日程を議題とし、事務総長が委員会議長と協議して
作製した仮日程を審議した。

14. 委員会はドミニカ共和国の提案、即ち“国連及び専門機関事業に対する婦人の参加”と題
する項目を議事日程に追加することを、満場一致採択した。

15. 第231次会議において、委員会は議事日程を修正通り満場一致採択した。

16. 議事日程は最終的には次の通りになる。

1. 役員選挙

2. 議事採択

3. 婦人の政治的権利

(a) 婦人の政治的権利に関する年次覚書

(b) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告。

(c) 非自治領における婦人の地位に関する報告。

4. 少数者の差別防止と保護の小委員会第9回会議に対する婦人の地位委員会代表の報告。

5. 婦人の教育の機会

(a) 教育における婦人に対する差別に関する分析概要を含む報告。

(b) 婦人の教育の機会に関する報告。

(c) 教師としての婦人の雇用に関する予備報告。

6. 同一労働同一賃金

(a) 同一労働同一賃金の原則について諸政府の履行状況に関する報告

(b) 団体交渉契約に関する内容を含む同一労働同一賃金の原則履行のため諸国において
有益と認められた方法の報告。

7. 婦人の経済的機会

(a) 訓練及び機会の主な専門的、技術的分野について、それが婦人に利用され得るか否
かに関する質問表。

(b) 婦人のパート・タイム労働及び高年婦人の雇用条件に関する報告。

(c) 家内工業及び手工業—この分野に働く婦人に適用される社会福祉を含む—に関する
報告。

(d) 少女及び婦人に対する職業的、技術的訓練に関する合同報告。

(e) 働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者、及びその地位改善の方法に関する記録。

8. 既婚婦人の国籍

(a) 既婚婦人の国籍に関する法規の最近の改変に関する情報を含む報告。

(b) 既婚婦人の国籍に関する条約について総会のとつた措置に関する記録。

9. 私法上の婦人の地位: 一夫多妻、売買婚、児童結婚及び母親の子供に関する権利の実
際に関する報告。

10. 既婚婦人労働者に関係ある税法: 既婚婦人労働者に適用し得る税法に関する予備研
究。

11. 婦人の地位に関する技術援助計画及び人権の分野に関する助言サービス

(a) 婦人の地位に直接間接影響ある技術援助計画の概要を含む補助報告。

(b) 婦人の地位に関係ある、人権の分野における助言サービスに関する状況報告。

12. 国連及び専門機関事業に対する婦人の参加。

13. 全アメリカ婦人委員会の報告。

- 1 4. 婦人の地位に関する通信。
- 1 5. 事業計画及び優先審議項目についての検討。
 - (a) 婦人の地位委員会第16回国会における決定に基づき、総会、経済社会理事会及びその他の国連機関及び専門機関の行った措置に関する報告。
 - (b) 事業計画及び優先審議項目についての検討に関する事務総長の覚書。
- 1 6. 経済社会理事会に対する報告の採択

第3章 婦人の政治的権利

- 1 7. 委員会は議事日程の第3項について、第232次から237次、及び244、245次会議において討論を行った。その際、婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法及びその他の法律についての事務総長の覚書、信託統治地域及び非自治領における婦人の地位に関する事務総長の報告書が参照された。
- 1 8. 一般討論において、委員会は前年中になされた婦人の政治的権利のより広範囲な認識の状況について討論を行った。数人の代表は委員会が毎年継続してこの分野における新しい発展を考慮し、主権国家及び非独立地域の婦人の政治的権利に留意することが重要であると述べた。婦人が何の政治的権利をも持たない国の数は現在12カ国に減少したが、それらの権利が完全に認められていない国々が他に多数残されていることが注目された。信託統治地域、非自治領に対する特別の関心が或る代表者によって表明され、その中の何人かは、それらの地域における婦人の政治的権利に関する状況は不満足であるという意見を述べた。他の代表者は、非独立地域はこの問題に関して多くの主権国家に遜色なく匹敵することを指摘し、又、信託統治地域、非自治領の情勢を含む婦人の政治的権利に関する報告が主権国家に関する報告と別個に委員会に提出されるのは何の理由もないことであると考慮した。
- 1 9. “婦人の参政権に関する条約”の広範囲な承認が非常に重要であるというのが数人の代表者の意見であった。そしてこの関係において、この条約に関する一般の認識を広め、条約加盟のための運動に民間団体の援助が欠くべからざるものであるという意見が述べられた。幾人かの代表者は憲法上の諸問題やこの条約に領土上の適用範囲をきめる条項が欠けているため夫々の国における条約加盟の妨げとなつていることに言及した。
- 2 0. 来るべき同条約の総会採択5周年は婦人の政治的権利及び条約自体に対する一般の関心を集める活動のための機会とすべきであるという提案がなされた。各国議会の婦人議員連やこの団体の会員連が委員会の仕事に有益な貢献ができるかも知れないというので、委員会と諸国議

会連合、諸間の地位にある非政府団体間の協力が研究される可能性が述べられた。

- 2 1. 多数の国々において最近婦人の政治的権利が法的に承認されたので、これらの権利の充分且つ効果的な行使に対する一層の努力の必要が一致して認められ、婦人の政治教育の必要と婦人が市民的責任をもち、公的生活に積極的に参加するよう奨励する必要が強調された。そして婦人の政治教育と関連して非政府団体の役割が強調され、又それらの団体は婦人が任命される地位或いは選挙の立候補者としての指名される資格のある婦人に注意を向けるべきことが述べられた。
- 2 2. 数人の代表は、平等な政治的権利が以前から確立されている国々の婦人団体の経験は、種々最近政治的権利を獲得し、その結果、より高度に発達した国の婦人が長い年月を経て到達した状態に、一世代の中にならなければならない婦人達にとつて非常に助けとなることが出来ると述べた。又、国連は婦人がその政治的権利を行使することを奨励し、その市民的責任を充分に果たすよう教育するための有効な方法に関する情報交換所としての役割を果たすことが出来ると述べられた。数人の代表者は人権の分野における国連の助言サービス計画がこの目的に役立てられつゝあることに満足の意を表した。
- 2 3. 委員会は全アメリカ婦人委員会代表の意見発表を聴取した。この項目に関し、国連協会世界連合会、国際婦人協議会、国際職業婦人連合会、国際婦人法律家連合会代表によつて意見発表が行なわれた。
- 2 4. 討論は大部分、第1に婦人の政治的権利に関する各国政府の承認及び“婦人の参政権に関する条約”の承認に、第2に信託統治地域及び非独立領におけるこれらの権利の研究、第3に国際会議或いはセミナー開催の可能性について行なわれた。

婦人の政治的権利の承認

- 2 5. キューバ、パキスタン、スウェーデン代表は決議案を提出し、その始めの本文第2節は次の通りである。
 1. 諸間の地位にある非政府団体に対し、条約の署名、批准或いは加盟の、諸国における一般の支持の増加に尽力するよう要請し、又各国政府の条約加盟を妨けている障害について婦人の地位委員会に通知するよう招請する。
 2. 事務総長に対し、この情報を民間団体より入手し、受領した回答に基く報告書を同委員会第12回会議に提出するよう要請する。
- 2 6. この決議案は、経済社会理事会が未だこの条約の署名、批准或いは加盟を行っていない国々に対し、それを行うように勧告する決議案をも含んでいる。
- 2 7. オーストラリア及びアメリカ合衆国代表は次の本文第2節を含む決議案を採択するよう提

済社会理事会に要請する決議案を提出した。

1. 婦人に政治的権利を未だ与えていないすべての国連及び専門機関加盟国に対し、これを与えるよう勧告する。
2. 国連の諮問的地位にある国際的非政府団体に、その婦人の政治的権利の増進を支持する活動を継続するよう招請する。
28. 多くの代表は3カ国共同提案を支持して、条約の確実な世界的承認の重要性を強調し、その実行を促す決議は経済社会理事会が措置するように委員会が採択すべきであると述べた。しかしながら或代表達は、強調されなければならないのは、条約の承認よりむしろ婦人の政治的権利の承認であるという意見で、この意見はオーストラリア及びアメリカ合衆国の決議案に反映されている。
29. 民間団体に関する3カ国共同提案の項目について、或代表達はその様な要請は不適当である、何故なら諸国政府自体のみが署名及び批准の保留の理由を当然要求されることが出来るのだからという意見であつた。他の代表は諸国政府の見解は既に了知されているので、民間団体からの情報は特に非常な関心があると述べた。
30. 2つの決議案が決議に関する分科委員会におくられ、1つの文章として委員会に提出された。この文章の討議において、或代表達は3カ国共同提案中にあつた本文最初の2節の省略に注目し、非政府団体への招請一殊に政府の承認に対する障害についての委員会への情報に関して一が保持されるべきであつたと述べた。しかしながら、この問題は報道されなかつた。この問題に関心ある非政府団体は委員会の仕事に非常に密接に協力しているから削除された項目中に要求されていた情報の収集に関する委員会の関心を承知していると述べられた。それらの代表は、そのような非政府団体はそれ故、多分次期会議における彼らの意見発表及び報告書において、要求された資料を委員会のために準備するであろうと考えたのである。
31. 草案にいくつか修正がなされた後、決議案が1節づつ投票された。投票は次の通りであつた。
32. 委員会決議案の前文中最初の3節及び本文は満場一致採択された。
33. 経済社会理事会決議案の前文第1節は満場一致採択された。
34. 前文第2節は満場一致採択された。投票を再審議する動議がドミニカ共和国代表により提出され、満場一致採択された。フランス代表はこの節が“婦人の公的生活への参加の増加が重要であることを考慮して”と再立案されるよう提案した。このように再立案された前文第2節は満場一致採択された。
35. 前文第3節も満場一致採択された。
36. 前文第4節は賛成13、反対なし、保留4で採択された。
37. 経済社会理事会に対する決議案の本文第1節は満場一致採択された。
38. “国連の諮問的地位にある非政府団体に対し、婦人の政治的権利を支持する活動を継続す

るよう要請する”という経済社会理事会決議案本文第2節の最初の部分は別に票決され、満場一致採択された。

39. “そして、諸国における「婦人の参政権に関する条約」の署名、批准或いは加盟の一般の支持の増加に尽力する”という同本文の次の部分は賛成14、反対なし、棄権4で採択された。
40. 理事会決議案本文第3節は賛成14、反対なし、棄権4で採択された。
41. 次の決議案は全体として、委員会の第237次会議において賛成15、反対なし、棄権3で採択された。

決議1 (IX)

“婦人の地位委員会は、

“完全な婦人の政治的権利の獲得の重要性を考慮し、

“「婦人の参政権に関する条約」が1952年12月20日の総会に決議640 (VII) によつて採択され、1953年3月31日以後各国に署名、批准或いは加盟のため開放されてきたことを想起し、

“1957年3月現在、同条約は40ヶ国が署名し、26ヶ国が批准或いは加盟していることに注目し、

“経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。”

経済社会理事会は、

婦人の政治的権利の承認の重要性を考慮し、婦人の公的生活への参加が重要であることを信じ、

婦人の政治的権利の拡張における民間団体の重大な役割に注目し、

国連加盟国に呼びかけ、総会が要請する非加盟国にも勧告して“婦人の参政権に関する条約”の署名、批准或いは加盟を勧告する決議504 F (XVI)、547 B (XVIII) を想起し、

1. 婦人の政治的権利を未だ認めていないすべての国連及び専門機関加盟国に対し、これを認めるよう勧告する。
2. 経済社会理事会の諮問的地位にある民間団体に対し、婦人の政治的権利を支持する活動を継続し、諸国における“婦人の参政権に関する条約”の署名、批准或いは加盟に対する一般の支持の増加に尽力するよう招請する。
3. “婦人の参政権に関する条約”の署名、批准或いは加盟を要請されていたが、未だ行っていない国々に対し、この条約の署名、批准或いは加盟を行うよう要求する。

2. 決議案がポーランド代表により提案された。これにより委員会は経済社会理事会に対し次の決議案を採択するよう要請する。

“経済社会理事会は、

“I. 非自治領に関して

“国連の設立以来、憲章第11章に示された目的に従つて、情報が提供されてきた分野に関して非自治領における進捗状況の報告を要求する決議1053(XI)が1957年2月20日に国連総会において採択されたことに注目し、

“事務総長に対し、上述の報告書中に扱われた諸問題中に、非自治領における婦人の地位に関する特別の研究を含めるよう要請する。

“理事会メンバーに対し、憲章73条8に従つて定期的に提供する情報中に、そのような研究の準備に役立つべき情報があればそれを含めるよう要請する。

“II. 信託統治地域に関して

“事務総長に対し、信託統治地域における婦人の地位についての特別研究を準備するよう要請する。”

3. このテキストを支持して、信託統治地域、及び非自治領における婦人の地位に関する事務総長の年次報告は、この問題に関し行政機関から収集した情報は不適当且つ余りに一般的にすぎingことを明示していると述べられた。総会がその最後の会議において、非自治領における進捗状況に関する報告書を要求して以来、婦人の地位に関する同報告書中に特別の章が含まれることが提案者の意向である。

4. 教人の代表は如何なる目的が決議案によつて果されるか疑問であると述べた。何故ならば信託統治地域における婦人の地位に関しては、委員会は行政機関から事務総長に送られたすべての情報を受領しており、又非自治領については、婦人の地位に関する情報は既に行政機関から事務総長に送られている問題であり、それ故総会決議1053(XI)により要求された報告書中に含まれるからである。

5. アメリカ合衆国代表はポーランドの決議案に対し修正を提案した。この修正の第1点は“経済社会理事会に対し次の決議案を採択するよう勧告する。経済社会理事会は”の語及び“非自治領については”の語の削除であり、第2点はポーランドの決議案の本文3節を次の2つの節におきかえるものである。

“1 総会決議1053(XI)に従つて要求された非自治領における進捗状況に関する事務総長の報告書中に婦人の地位に関する1項が設けられることを満足の意をもつて注目し、

“2 更に、信託統治地域を統治する行政機関の年次報告書は婦人の地位に関する情報を含み、且つこの情報は婦人の地位委員会に対しその会議毎に事務総長から伝達されていることに注目

する。

4.6. ポーランド代表はアメリカ合衆国提案の修正の第1点を受け入れることを表明した。同代表は又、ポーランド決議案の本文最終節を削除し、その結果信託統治地域に関する全文を省略することに同意した。アメリカ合衆国代表は従つて同代表の修正案中信託統治地域の行政機関の年次報告書に関する本文第2節を取り下げた。

4.7. 残る問題は、非自治領についての報告書に関するポーランドの決議案の本文である。ポーランド代表は附録としてなら認めるといったが、ポーランド決議案の本文第1節をアメリカ合衆国の修正中の本文第1節と置換えることには同意しなかつた。そこで同決議案は提案者により取り下げられた。

会議或いはセミナーの召集に関する決議案

4.8. ポーランド代表は決議案を提出した。それによると委員会は経済社会理事会が次のような本文を伴う決議案を採択するよう要請する。

“事務総長に対し、1958年に婦人に男子と同等の政治、経済、社会、民事、文化的権利の授与に関する問題について討議し、同時にこの分野における国連諸機関の活動の結果について審議するための国際婦人議員会議を召集するよう要請する。”

4.9. ベルギー及びアメリカ合衆国代表はこのポーランド提案決議案に対する修正案を提出した。その第1点は“経済社会理事会に対し次の決議案を採択するよう勧告する。経済社会理事会は”の語の削除を要求し、第2点は次の文章を決議案本文に置換えるよう要求するものである。

“国連事務総長が加盟国政府と共に、国連人権助言サービス計画のもとに、1958年或いは1959年に、婦人に男子と同等の政治、経済、社会、民事及び文化的諸権利を与えることについての問題を討議し、同時にこの分野における国連諸機関の活動の結果につき審議する目的をもつて、議会或いは主要立法機関に働いてきた或いは現在働いている婦人の国際セミナーの召集の可能性につき考慮することを勧告する。”

5.0. これらの2つの文章の主な相異点は、一方は非政府の会議を要求し、他は助言サービス計画の下におけるセミナーを要求していることである。更に会議の参加者は婦人議員に限定すべきかどうか、又会議にしろセミナーにしろ討議される議題は何かということにつき可成りの討論が行われた。

5.1. ポーランド決議案の支持者はセミナーより会議の方がより適當である。何故ならその目的は、助言サービス計画によるセミナーの場合のように婦人が公的生活に参加するための準備ではなく、すべて政治的経験のある婦人指導者を集めることにあるのだからという意見であつた。セミナーは一般の関心の喚起という点でそれほど価値がなく、又セミナーは決議を行つたり、

意見一致の発表をすることが出来ない。

52. しかしながら或代表は婦人の地位委員会が婦人の地位に関して人権の分野における助言サービス計画に従う重要性を強調した。委員会は前回会議において、事務総長に対し、婦人の市民的責任の自覚の促進及び諸国における公的生活への婦人の参加の増大について、最近政治的権利を獲得し或いはそれらの権利を未だ充分に行使していない婦人を援助するための地域的セミナーの開催の可能性を検討するよう要請した。委員会は“最近婦人が政治的権利を得た国々における婦人の市民的責任及び公的生活への参加の増大”を題目とするセミナーの組織に関して各国政府に書状が送られ、且つ専門家グループが既に1957年に同題目で開催されるアジアのセミナーに関連して準備会をもったという事務総長の報告書に注目した。現在委員会にとつて理事会が既に行なわれている計画の範囲外で会議を召集するよう要求することは不適當であろうと述べられた。
53. 数人の代表はポーランド決議案及び合同修正案の両方とも婦人議員だけに参加が限定されていることに對し質問を行つた。そのような婦人は、必然的に婦人の政治的権利が高度に進んでいる国々からのみ参加するであろうと述べられた。又婦人に参政権を認めているすべての国に必ず婦人議員がいるとは限らないから、いない国は不利であるし、又婦人議員は婦人の権利と特別に関係ないことが屢々あると述べられ、これに對し数人の代表は自分達の経験がその反対であることを述べた。その阿案文の支持者ともこの会議或いはセミナーの参加範囲を広げて政府の高い地位にある婦人も含めてはどうかという提案に賛意を表明した。
54. 或代表は計画による会議或いはセミナーは討議されるべく提出された広範囲の題目の観点から委員会の仕事と二重になる危険があるという意見であつた。数人の代表は、特に会議に関して、そのような議事日程は、委員会が数年後にはその機能を他の国際機関に委託するよう思われ、委員会の威信を脅かすかもしれないと恐れ、一方数人の代表は委員会と会議の間に何の争いの必要もない。かえつて、会議は委員会の仕事に注意を集中し、その目的に対する支持を生み出すと述べた。
55. 会議が婦人の権利よりむしろ一般的関心のある時事問題に関して、政治的に秀れている婦人の参加によつて、より以上に興味深いものとなるであろうということがある代表から提案された。そのような会議は世界問題に関する優秀な婦人の見解発表となるであろう。又会議は政治問題の考察に限られるべきであるとの提案もなされた。
56. 第235次会議において、委員会は、会議が国連本部でもたれるならば、すべての参加者は自己の旅費と滞在費を負担し、事務局の支出は会議の記録と運営の準備に必要なものに限つてはどうかというポーランド決議案の財政的な点に関する意見を聴取した。
57. 討論の終り頃、ポーランド代表は口頭で、経済社会理事会への附託の削除を要求するアメリカ合衆国修正案の第1部を承認すると述べた。又同代表は本文が、1959年に会議を召集する可能性について事務総長が加盟国政府と協議するよう要請するために、発表された種々の

意見に従つて修正されるよう提案した。

58. ドミニカ共和国代表は、ポーランド決議案の本文を次の文章に置換える修正案を提出した。
- “事務総長は、市民的責任及び婦人の公的生活への参加の増大に関し、人権の分野における国連の助言サービス計画により、この分野における婦人指導者、実行し得る限りにおいてこの種のセミナーの諮問的地位にある関係民間団体の参加をもつて国際セミナーを召集する可能性に関し、加盟国政府と協議するよう勧告する。”
59. ポーランド決議案及びそれに対し出された2つの修正案は決議に関する分科委員会に附託された。同分科委員会は委員会に対し、ポーランド決議案中の前文と、提案者自身の修正、ドミニカ共和国修正案に決められたものと同様の本文及び事務総長に對し“諸国政府との協議の結果に関する報告書を第12回婦人の地位委員会に提出する”要求を附加した案文の採択を勧告した。
60. この混合案が大体支持された。数人の代表は、セミナーに賛成であるが、政府の高い地位にある婦人の会議は全く違つた、価値のある目的に尽すであろうという論議を繰返した。彼らは委員会が次期会議においてそのような会議に関する措置を考慮するよう希望すると述べた。少数の代表は、決議案に期待されているようなセミナーは殆んど価値がないという意見を述べ、政治的権利以外の、例えば私法上の婦人の地位といった問題に関してセミナーをもつことがより有益であるということが提案された。
61. 更にいくつかの修正の後、“この分野における婦人指導者の参加をもつて”という言葉の後に“加盟国代表として”という言葉挿入し、“実行し得る限りにおいて”という句を削除し、票決に附した。
62. 第245次会議において、委員会は賛成15、反対なし、棄権3で、次の決議案を採択した。
- “婦人の地位委員会は、
- “国連憲章において、国際連合に加入した諸国民が“基本的人権、人身の尊厳及び価値、ならびに男女の同権に対する確信を再確認する”決意を声明していることを想起し、
- “政治的権利の分野における男女の平等は、過去10年間に進歩し、更に婦人の地位委員会を含む国連諸機関の活動が積極的な貢献をしたが、未だ多数の国において、婦人が政治的権利を享受する可能性を阻まれていることに注目し、
- “政治的権利の分野における男女の完全な平等の達成のための好意的世論の形成に成功している諸国の民間団体及び個人の立派な仕事を考慮に入れ、
- “男女平等の最も急速な達成を促進する1つの迅速な方法は、この分野において働いている個人及び団体の経験の相互交換であることを考慮し、
- “事務総長に對し、人権の分野における国連の助言サービス計画により、加盟国代表としてこの分野における婦人指導者ならびに諮問的地位にある関係民間団体の参加をもつて、市民

的責任及び公的生活への婦人の参加の増大に関する国際セミナーの召集の可能性について加盟国政府と協議し、その協議の結果報告書を第12回婦人の地位委員会に提出するよう要請する。”

第4章 婦人の地位委員会より第9回小教者の差別防止及び保護の小委員会に出席した代表者の報告、及び婦人の教育の機会

6.3. 委員会は議事日程第4項（本委員から小教者の差別防止と保護の小委員会に出席した代表者の報告）を第5項（婦人の教育の機会）と同時に審議することに決定した。これらの項目は委員会によって、第233、234、及び237から240次の会議において討議された。事務総長より婦人の教育の機会に関する報告、及びユネスコからの2つの報告即ち、婦人が教職につく機会に関する予備報告と、婦人の教育の機会についてのユネスコの活動に関する報告が本委員会に提出された。

6.4. 委員会は、第9回小教者の差別防止と保護の小委員会に本委員会の代表として出席したウルダリカ・マナス女史（キューバ）の口頭報告を聴取した。彼女は、性別に基く教育上の差別を取扱った特別報告者の報告に関する小委員会の討議における彼女の発言について報告し、また小委員会の決議A中に、小委員会が婦人の地位委員会に対しその研究上の協力に感謝を表し、且つ婦人に対する教育上の差別問題について婦人の地位委員会から特別な勧告が行われるよう期待する旨の1節について注意を喚起した。彼女はまた小委員会における雇用上の差別に関する討議について述べた。マナス女史の立派な代表ぶり、小委員会への特別報告者たるチャールズ・D. アマウン氏の勇に対して、多くの委員から謝意が表された。数名の委員は小委員会の勧告、特にその条約案作成の可能性に関心を示した。委員会が将来も、小教者の差別防止及び保護の小委員会に対し代表を送ることが確認された。

6.5. ユネスコの代表が婦人の地位委員会に特に関係のあるユネスコの事業について発言した。将来の事業に言及して、ユネスコ代表はニューデリーにおけるユネスコの第9回総会で表明された希望に依り、ユネスコ事務局長が顧問と協力して、

特に婦人の教育に関係のある事業計画の強化を立案中であると述べた。ユネスコ代表はこのことに関するユネスコの教育部、社会科学部及び文化活動部の計画について報告を行い、更にユネスコは事業計画の最終的決定以前に、国連や他の特別専門機関に対すると同様、加盟国や民間団体にも意見を聞くから、婦人の地位委員会の委員から提出される意見は、充分尊重さ

れ役に立てられるであろうと述べた。婦人の教職につく機会に関するユネスコの報告に関連して、この報告が予備的な性格のものであることが強調され、更に進んだ比較的国际的研究を要する主な点を挙げているこの報告の第3節に、委員会の注意が喚起された。

6.6. 一般討論の過程において、委員会の委員は少数者の差別防止と保護の小委員会によつてとられた措置とともに提出された種々の報告についても討論を行った。

教人の委員の意見では、後進諸国における女子教育の問題は女子の平等な就学が確保されている無料の義務教育が存在し施行されている高度に発達した教育制度をもつ国における問題とは少くとも初等教育の段階では本質的に異なっている。教人の委員は、中等教育に始まり大学程度でさらに顕著になる女子の就学の減少を批判した。男子と同様の条件で中等乃至高等教育が女子にも利用しうるのであるから、この現象は必ずしも婦人に対する差別という言葉では説明しえないものがあることが注目された。委員のあるものは、女子大学生の数、少くとも機械技師のような職業訓練をうけている少女が比較的少数であることは、男と女は社会的役割を異にするという見解を反映していることを感じると思述べた。ある委員は、年長の少女達が比較的就学率が悪いのは結婚のせいと考えられるという意見を述べ、小女達に結婚の為に学問を放棄することのないよう奨励すべきであると示唆された。もし婦人がそれを利用することを欲するならば、すべての教育の機会が彼女に開かれるべしという原則には多数の委員が賛同した。中等乃至高等教育は婦人達が職業に従事することを選ぼうと家事に専念することをえらぼうと婦人にとつて重要なものであることは多くの委員の感ずる所であつた。教育というものが単に職業のための準備を目的とするものでなく、教養ある人格の形成にもあるのであつて、彼女達が中等乃至高等教育をうければ婦人自身のみならず、その家族や社会全体が利益をうけるものであることが特に強調された。又民間団体が、婦人に対する一般的職業的教育を盛にするための世論に対する影響という点で重大な機能を有することが強調された。

6.7. 教人の代表は、大学へ行く機会という点では婦人に対してあまり差別がみられないが奨学金や補助金に関しては、事情がそれほど明らかでないことに注目した。ユネスコの報告書中にあるように、フェローシップの授与は224件中わずか22件が女子に与えられたにすぎないことが遺憾とされた。

或代表は、ユネスコに対し、婦人の候補者の為に所与の割合を別にとつておくというような方法で、婦人に対する奨学金の割合を増す方法を考慮されることが望ましいと考えた。ユネスコの代表は、授与に対する推せんはすべて政府又は団体によつてなされ、これら被推せん者からの選択はユネスコによつて実力にのみ基いてなされることを述べた。彼女は委員会に対し、この問題に関する委員会の見解と示唆をユネスコ事務局長に伝えることを確約した。

6.8. 無料の義務教育という目標にまだ到達していない後進諸国に関して次のことが注目された。即ち、女子の就学は男子に比べて、初等段階に於てさえ懸隔があり、中等乃至高等程度の学校へ行く女子は極めてわずかである。男女の学令児童に対して学校を用意するための財政的問題

が認められた。婦人の教育が男子と足並みをそろえることは、女子自身の利益にとつてのみならず、一般的な教育の水準にとつて非常に重要であるのだから、学校建設の際に女子に対する施設が男子に対するよりおくれで供給されるようなことがあつてはならないと強調された。数名の委員は、臨時学校の設立や3部制等のような方法が、施設不足のために教育の機会を児童から奪うよりはむしろ望ましいことを力説した。

多くの地方での緊急の問題である教師の不足という点からみて、教師の資格を不当に高くすべきではないということ、しかし乍ら、彼らが職務を果たし乍ら、その資格を高めるための講習会が開催されるべきであるということも示唆された。数人の代表は、娘を学校へやることに反対する親の偏見と抵抗とを例証した。この状態は、家庭の経済状態がすべての子供が学校へ行くことを許さないような場合には一層悪化し、男の子だけが学校へやられることになるのである。

6.9. 或委員は女子に対する初等教育が土語や方言でされねばならず、中等学校や大学や、男子の殆どの学校が使用する標準語でなされていないことは差別的であると考えた。このことは、母国語が行んの小さい地方でしか使用されないような所では特にそうだと感じられた。これは女子の教育の機会を多くの場合家事教育に限つてしまい更に高等な教育を受けるのに不利な立場におくことによつて機会をせぼめるものであるというのである。アフリカ人は、或地方では、授業の言葉としてできる限り早期に標準語を使いたいと考えていると述べられた。

7.0. 他方、数人の委員達は、土着の人々が土着語による教育を差別だと考えたというのは疑わしいと述べた。その意見によれば他の言葉も教えなければならないが、授業の言葉はすべて母国語であるべきだということである。この見解をとる委員達は、母国語というものは、高等教育の学校や、科学上、文学上の仕事に於ても使えるように豊かに高め得ると主張した。彼らの意見によれば、土着の文化に対する尊敬を注入し、言語をも含むその文化の発展を奨励することは最も重要なのである。

7.1. 数人の委員の見解によれば、成人婦人に対する基礎的教育は、文盲率の高い多くの地方に於ては、その割合は男子よりも婦人の方が更に高いのであるから、特別の配慮に値するものである。

7.2. 殆どの委員が男女に対して同一の学課を教える方がよいと考えた。委員達は、所謂「女の学課」といわれるものと、女学校における家庭科の偏重は遺憾であると考えた。数人の委員が選択科目として家庭科を選ぶのは男子より女子が多いことが期待されるのではあるが、同一の学課が男女の生徒に同じように用いられるべきであると述べた。低学年において教育に差別をつけることは、女子がより高い学問に進むことを妨げることになる。もしも女子の学問的な科目における準備が男子に比べて不十分ならば、彼女達は中等学校や大学に於て益々不利な立場におかれることになる。

7.3. 女教師に関しては、多くの国で小学校の段階では婦人の割合が非常に高いが、それ以上の段階では比較的少いことが注目された。小学校教師が比較的薄給であること、若干の国では男女の教師の給料水準が不平等であることが批判された。幾人かの委員達は一般に婦人が、特に

幼少の児童にとつて良い教師であることが認められると同時に、子供にとつて男性と女性の両方の影響が重要であるから男子の学校にも若干の婦人の教師をおくべきことが認めらるべきだと述べた。婦人が適任であるからというばかりでなく、この職業につくように女生徒を刺激するためにも、より多くの婦人が視学に任命されるべきであるということも示唆された。

7.4. 数名の委員は、女子教育に関し、ユネスコ代表により述べられたユネスコの事業計画案に対し、満足と多大の関心を表明した。

7.5. 討論の過程で、全米婦人委員会、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、国際婦人同盟、国際大学婦人協会及びカトリック婦人団体世界連盟の代表が意見発表を行った。

7.6. 委員会は、オーストラリア、ベルギー、キューバ及び米国の代表から提出された決議案を審議した。それは経済社会理事会に採択を要請する以下の如き本文を含むものである。

"1. 次のことを勧告する

"国連及び専門機関加盟国が、その教育促進の計画において

"(a) 初等教育を受けていない婦人に対する成人教育又は基礎教育の計画促進のため、教育が一般に遅れている地方の婦人人口中の文盲に対する強力な運動のための特別設備を設けること。

"(b) 女子の小学校就学率を増加する為以下の方法により、必要な態勢を整えること。

"(1) すべての者のための全般的な、無料の、そして義務的な教育の制度を設置乃至拡張し、

"(ii) 男子に対すると同様女子に対して充分な数の学使を用意すること。

"2. 次のことを要請する

ユネスコが婦人の教育の機会に関する研究を続行すること特に

"(a) もし可能ならば婦人の地位委員会第12回会議の為に婦人の高等教育の機会に関する報告を作成すること

"(b) 同会議のために、第9回会議に当り作成された婦人の中等教育の機会に関する報告内容を更新して提出すること。"

7.7. アルゼンチン及びヴェネズエラの代表と、フランスの代表によつて、この決議案の前文と本文の両方に対する修正が提議された。

7.8. アルゼンチン及びヴェネズエラより提出された修正の第1点は、決議案前文中に次の1節を挿入するものであつた。

"多くの国がユネスコの指導の下に10年以上の間、直接婦人に利し、婦人が差別なく教育を受け、且あらゆる地位の教職につく機会を与えることを促進する計画を続けようとしていることに鑑み、"

7.9. "ユネスコの指導の下に"を"ユネスコの協力を得て"に変え、"10年間以上"を削除する等の修正をした後共同修正のこの部分は、原決議案の提案者によつて受諾された。

8.0. 共同修正の第2点は理事会がユネスコに要請する決議案の本文の第2節に"教育におけるあらゆる差別を除去する種々の計画中で達成された進歩について検討した報告を前者に附加すること"を要請するという小節を加えることを要求するものである。この修正の提案者は無料

の義務的初等教育に関するユネスコ計画に特に言及したが、これはラテンアメリカ19カ国がすでに参加することに同意し、翌年委員会に報告すべきものと考えられたのである。それ故彼らは原決議案にふれられている高等乃至中等教育に関する計画の外に、特に婦人のための計画について、ユネスコから簡単な報告がなされることを希望した。ユネスコの代表は、彼女の意見によれば、ユネスコは委員会に対する年次報告の中にそういう報告を通常含むであろうから、特別の要請は不必要だと述べた。この了解によつてこの提案者は修正の第2点は引下げた。

- 8 1. フランスから提出された修正は6つの点の変更を提案した。原決議案の提案者は、討論の後修正提案者が取下げた修正第2点を除いて全部を受諾した。
- 8 2. フランスの修正の第1点及び第3点は、委員会の決議案前文の最初の節及び、経済社会理事会に提出されるべき決議案前文の最初の節の中に“婦人の地位委員会の第11回会議の為にユネスコから提出された書類”という語を入れることを要求したものである。
- 8 3. フランスの修正の第4点は、本文第1項(a)中の“婦人に対する成人教育又は基礎教育計画促進のためと・・・特別設備を設け”を“基礎教育計画において、初等教育を受けていない男女の平等な参加と・・・を保障するための設備を設け”に変更することを提案した。フランス代表からの、成人男女は同一の基礎教育課程に共に参加することが望ましいとの説明により、原決議案の提案者は“男女”の代りに“すべての者”の語を使つて以上の語変更を受諾した。
- 8 4. フランスの修正の第5点は、“高等教育のための奨学金及び他の物質的援助附与状況に関する章を含む”という語を、婦人の高等教育についての今年度のユネスコの報告に関して経済社会理事会に提出する決議案第2項(a)に挿入することを要求したものである。
- 8 5. フランスの修正の第6点は、ユネスコに対する要請の本文第2項“婦人の教職につく機会に関する書類を附加すること”の語を加えることを要求したものである。
- 8 6. フランスの修正案第2点は、委員会の決議案の前文に、次の1節を挿入するものであつた。
“世界人権宣言第2及び第26条に述べられた原則の適用を促進する国際的手段の価値に注目して。”

小教者の差別防止と保護の小委員会が人権委員会に対する報告の中の決議Aにおいて、世界人権宣言の第2及び第26条の原則、及び同報告中の決議Cの第4項に述べられた原則をも包含する国際的手段が必要であるとの意見を表明したことが注目された。更に、決議Bにおいて、小委員会が人権委員会に対し、その実現可能性の研究を要請し特に経済社会理事会がそのような国際的手段を準備することは有効であり且望ましいといつて注目がされた。数名の委員は小委員会からのこの勧告に対する関心を表明した。ある委員は婦人の地位委員会による決議中に、条約の問題に関する意見又は関心の表明を含めることに賛成した。しかし他の委員は、本委員会による意見の表明は早計であり、少くとも人権委員会が小委員会の報告を審議するまでは、いかなる立場もとるべきでないと考えた。そして婦人の地位委員会が次回の人権委員会に代表を送る筈であることが指摘された。フランス代表は、修正案の第2点を取下げ、小

委員会の報告をさらに検討した結果、この特別の問題に関し委員会の意見が現在特に要求されてはいないという見解に達したからと説明した。ある代表は、委員会が教育上の差別に関する条約の問題について、明確な立場をとつたと云われることは、次の理由からありえないことを指摘した。即ち幾人かの代表はそのような決議に賛成を表し、幾人かは反対であり、一方幾人かはその件に関し意見を發表して居らず、また票決も行われていないのであるから。

8 7. 委員会の委員及びユネスコ代表により幾つか字句の変更が提案され、発案者が受諾した後、修正決議案は票決に附された。

8 8. 第240次会議において、委員会は満場一致で次の決議案を採択した：

決議3 (X)

“婦人の地位委員会は、

“事務総長が情報を分析し要約して作成した資料及び第11回婦人の地位委員会のためにユネスコによつて作成された書類を審議し、小教者の差別防止と保護の小委員会が第9回会議で採択した性別による教育上の差別に関し婦人の地位委員会が行なう特別勧告に言及した決議に注目し、経済社会理事会に対し次の決議案を採択することを要請する……。”

経済社会理事会は、事務総長により作成された性別による教育上の差別に関する情報の分析的概要と、ユネスコにより第11回婦人の地位委員会のために作成された書類とにより教育の一般的進歩が未だ高度の段階に達していない諸地方に於ては、文盲が婦人の間に広汎に存在し、女子の就学状況が男子に劣っていることが明らかであるに鑑み、

経済社会理事会が、1954年7月12日の決議547K (XVII) 及び1955年8月3日の決議587G (XX) を想起しそれら決議中でこれら地方の女子の就学増加を促進し、婦人の基礎教育に対するより広汎な機会を提供するために特別な措置が必要であることを認め、諸国政府に教育における婦人の地位の向上のための立法及びその他の方法をとることを勧告したことを考え、

更にその決議547K (XVII) に於て政府に対し特に無料の義務的初等教育制度を設けるに必要な措置をとることを勧告したことに鑑み、

多くの国がユネスコの協力を得て、直接婦人に利し、婦人が差別なく教育を受け、且あらゆる地位の教職につく機会を与えることを促進する計画を続けようとしていることに鑑み、

1. 次のことを勧告する

国連及び専門機関の加盟国がその教育促進の計画に於て、

- (a) 基礎教育計画において初等教育をうけていないすべての者の平等な参加と、教育が一般に遅れている地方の婦人人口中の文盲に対する強力な運動の為の設備を設けること
- (b) 女子の小学校就学率を増加するために以下の方法により必要な態勢を整えること
 - (1) すべての者のための全般的な無料のそして義務的な教育の制度を設置乃至拡張し、
 - (2) 充分な数の学校、教師及び一般的教育施設を完備すること。

2. 次のことを要請する

ユネスコが婦人の教育の機会に関する研究を執行すること、特に

- (a) 男女学生の高等教育のための奨学金及び他の物質的援助の付与状況に関する章を含む婦人の高等教育の機会に関する報告書を作成すること；
- (b) 婦人の地位委員会第12回会議のために、第9回委員会に当り作成された婦人の中等教育の機会に関する報告中に含まれている統計資料の内容を更新して提出すること。
- (c) 婦人の地位委員会第13回会議の為に、婦人の教職につく機会に関する書類を附加すること。

第5章 男女同一労働同一賃金

89. 委員会は、第241、242、247次会議において議事日程の第6項を審議した。事務総長より同一労働同一賃金の履行のための実際的方法に関する報告及びILOにより作成された同一価値労働に対する男女同一の報酬に関する報告が提出された。

90. 委員会はILOの代表の意見を聴取したが、同代表はILO条約第100号及び勧告第90号に関し種々の加盟国によつてなされた活動について報告した。彼女は、ILO条約第100号が現在までに19カ国により批准されたこと、そしてそのうち9カ国は1956年と1957年の1月から3月までの間に批准したということに、委員会の注意を喚起した。ILO代表は、ILO憲章にもとづく手続により、ILO加盟国は種々の国においてILO条約が批准されていると否に関らず、ILO条約及び勧告に述べられているような同一労働同一賃金への達成のためになされた進歩に関する報告をすることになっていると述べた。

ILO代表は、1956年6月第39回国際労働会議において、報酬面において性別による差別廃止に関する決議を採択したこと、そしてその決議の中でILOの事務局長が男女同一労働同一賃金の原則を認めた国において実際にある男女の賃金差を、この原則をまだ認めていない国のそれと比較した報告の作成を事務局長に対して命令するよう要請した事を述べた。ILOの代表は、ILOが近い将来にこの研究に着手すること、及びILOは経済社会理事会の関係決議に従い、同一労働同一賃金の面においてなされた進歩に関し、婦人の地位委員会に対して報告を提出することを続けることと述べた。

91. ILO代表は、前年中に同一賃金の方向に相当な進歩があったこと、又男女の賃金間の現存較差の減少により目的達成への努力が見られたことに注目した。これに関して、彼女は労働組合組織の努力の重要性を強調し、労働組合が国際的、地域的に同一賃金原則の実施に含まれる諸問題を討議するために行う会合に、委員会の注意を促した。

92. 討論に参加した委員は、事務総長及びILOによつて作成されたこの項目に関する書類に対して謝意を述べ、この2つの報告が、1つはそれが諸国に現存する実情を扱い他は非政府団体により述べられた同一労働同一賃金の実施のために実際的方法を分析するというやり方で互に補足しあうものであると述べた。

93. 同一労働同一賃金の原則の完全適用を獲得することの重要性は、それが婦人の人間的尊厳に対して、経済的地位に与えると同様の影響を与える基本的な社会問題であると思われることから、討論の間にくり返し強調された。数名の委員は、工業化の進展は婦人雇用の増大をもたらすこと、また現在農業を主産業としている国では工業化への過度期にはこの点に関し特殊な問題をもたらすことに注目した。委員の1人は、同一労働同一賃金問題の処理においてすでに工業化した国の経験は後進国に対する指針として非常に有用であると考えたと述べた。

94. 同一賃金原則の実施がもたらす特殊問題の中で、数人の委員が述べたところによるとある種の仕事には殆ど排他的に婦人のみが従事して居り、この状態が彼女達の仕事を男子の仕事と比較することを困難ならしめて居り、この困難な農業と家内労働に従事する婦人にとつて特に深刻に感じられる。委員の1人は信託地域及び非自治領域における婦人の労働条件は、特に男子との賃金上の平等に関し特別の注意が必要であると考えた。

95. これに加え、他の委員は自分達の国々では同一労働同一賃金の原則は公務員と政府の直接監督下にある企業に雇用されている婦人達には適用されているが、40年以上に及ぶ努力にも関わらず、私企業内ではこの原則はまだ完全に実施されて居らず、それは、若干の国々では、私企業に雇用される男女の賃金率に対しては政府は権限を有しないためであると述べた。2人の代表は、ある使用者達は婦人に対する強制的な社会福祉を婦人の報酬の一部とみなそうとして居ること、従つて、使用者達は婦人労働者に対して男子と同じ賃金率を支払いたがらないことを述べた。

他の代表は、婦人がまだ伝統的に男子のものとされている分野にも入ることができるよう、職業指導や職業訓練が重要であることを強調し、また婦人をして男子に匹敵する位置を占めることを得さしめるような昇進の機会が必要であることを強調した。

96. 委員の1人はまた次の点を指摘した。即ち、ある場合に於ては、欠勤は男子労働者よりも婦人労働者により多いという意見が私企業における同一労働同一賃金の適用を減少させている。また使用者が婦人の低賃金を正当化する理由として婦人労働者が男子労働者より恒常的に定着せず、また婦人は男子よりも時間外労働を喜ばないと主張することを述べた。

97. 数名の委員は、多くの国々で同一労働同一賃金の原則の実施の方向へ緩慢ではあるが確実な進歩がなされていること、又ILO条約第100号が現在までに19ヶ国により批准されたことを満足を以て注目した。又、他の数カ国がまもなくこの条約を批准する状態にあり、批准に至る経過は同一労働同一賃金原則の実行の重要性に国民の注目を集中することに役立っていることも注目された。数名の代表はまた非政府団体が条約の批准の必要性をそれぞれの政府

に銘記させた努力に対し讃辭を呈した。

98. 委員の1人はILO条約はその範囲と用語に多少の欠点があるとしても、同一労働同一賃金についての唯一の国際的手段であると述べ、批准国の数が充分になるまでにはまだ遠く及ばないと感じ、又批准している国のうち数国が条約に保留を附していることに注目した。数名の委員は、それぞれの国において、ILO条約第100号を批准することについての障碍を指摘した特に私企業部門で団体交渉手続中に政府の干渉が望ましくないことや、現在実行できる状態にない国際的公約をとりあげることに對して政府が積極的でないこと等に対して、注意が向けられた。

99. 委員会の一一致した意見では、同一労働同一賃金原則に好意的な立法と団体協約とは共に同一労働同一賃金の実施をさらに促進するために充分に利用されるべきである。立法的手段について、委員達は、同一賃金立法の周到な用語とその中に含まれる不適当な定義を修正することの重要性を強調し、またそれらの立法が採択された場合の実施の方法に正当な注意を払うべきことも強調された。婦人労働者自身が現在の同一賃金法下における自分達の権利について充分知らされねばならぬことも指摘された。委員の1人は最低賃金立法は、標準以下賃金を排除することにより同一賃金の実施に関し有効な効果をもたらすが、このような立法は必ずしも男女労働者に対する同一の賃金率を保証するものではないと述べた。

100. 団体交渉に関して委員達は、同一賃金原則に対する労働組合の支持と、同一賃金条項を労働協約に包含することにより、同一賃金適用促進において果す労働組合活動の重要性をくり返し強調した。同一賃金問題の討議を内容とする、又は同一賃金原則適用中に含まれる諸問題の審議のための労働組合主催の諸会議に對し注意が喚起された。

101. 委員達は、婦人が労働組合に加入し、組合活動に参加することにより、労働組合活動に對しより多くの関心を示しつつあることに満足の意を表した。委員の1人は、家庭の仕事が労働組合における責任の地位に婦人がつくことを妨げていると考え、他の代表はより多くの婦人が労働組合、特に団体交渉に参加することが必要であると力説した。別の委員は、婦人の為の労働組合の重要性を強調した。

102. 委員会は、男女間の賃金差をなくす仕事の中で同一賃金原則に對する一般大衆の広汎な理解が最も必要であると考えた。若干の委員は第10回婦人の地位委員会で採択された決議、即ち事務総長がILOと協議して同一賃金原則の実施のための諸方法に関する小冊子の草案を用意することを要請したものを想起した。委員会は、その小冊子の草案が第12回委員会での審議のため準備されるよう希望した。数名の委員はまた、同一賃金問題の研究及びラジオやテレビの番組は同一労働同一賃金原則に對する広汎な大衆の支持を促進するについて非常に有効であると述べた。

103. 全米婦人委員会、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、国際婦人同盟、国際有職婦人連盟及び国際婦人法律家協会の代表の意見発表が行われた。

104. 委員会は、白ロシア代表から決議案を提出された。ベルギー及びアメリカ合衆国の代表がこの決議案に對する修正を提出し、キューバ及びスウェーデンの代表により口頭修正も提出された。これらの修正は、各々の提案者により統一され、ベルギー、キューバ及びアメリカ合衆国の代表の共同修正として提出された。

105. 第247次会議において、白ロシア代表は若干の変更を条件として共同修正を受諾し、共同修正提案者はその変更条件の大部分を受諾した。

106. ILOの代表は、ILOが、同一賃金原則の促進に関する労働組合以外の非政府団体の活動について、情報を提供する立場にないことを指摘した。共同修正の提案者は「及び非政府団体による」の語を、経済社会理事会に提出する決議の本文第3節から除くことに同意した。

107. 委員会は満場一致で共同修正案第1点を採択し、第2点を賛成15、反対無し、棄権3で採択した。

108. 白ロシア代表の要請により、委員会は修正第3点の文中第1節と第2節を分離して票決した。

109. 委員会は、本文の最初の部分を第100号の語まで及びそれを含めて、賛成13、反対無し、棄権5で採択した。委員会は、賛成8、反対3、棄権4で「さもなくば」の語をそのままおくことに決定した。その節の他の部分は、賛成8、反対無し、棄権7で採択された。

110. 本文第2節に關し、委員会はその最初の部分を「団体交渉により」の語まで及びそれを含んで、賛成14、反対無し、棄権4で採択した。後の部分は、賛成11、反対無し、棄権7で採択された。

111. 本文第3節は、賛成15、反対無し、棄権3で採択された。

112. 委員会は、修正された決議案を賛成15、反対無し、棄権3で採択した。

113. 決議案の原文は次の通りである。

決議4 (X)

“婦人の地位委員会は、

“同一賃金原則を有効に実施する方法に関する事務総長の報告、及び男女同一労働同一賃金に関するILOの報告に、満足をもつて注目し、

“当該原則が諸国においてより完全な適用に向つて示した進歩に注目し、

“しかしながら男女同一賃金の完全な到達に至るには未だ克服さるべき障壁が多く存し、この問題はひき続き探究さるべきことを認識し、

“1. 同一労働同一賃金原則の実施のための諸方法に関する小冊子の草案を多大の関心をも

って期待する。

“2. 経済社会理事会に対し次の決議を採択するよう要請する。”

経済社会理事会は経済面における婦人の権利の保証にとって、立法、団体交渉又はその他の手段による男女同一労働同一賃金原則の実施が基本的に重要であることに鑑み、

非政府団体が多数の婦人の希望を表明して、この分野における建設的な活動を、国内的地方的規模の会合におけると同様国際的会議においてもくり返し要求して来たことに鑑み、

1. 国連のすべての加盟国に対し、同一価値労働に対する同一報酬に関するILO条約第100号の署名と批准を促進すること、或は他の方法でこの条約に関して各国の責務を果たすことを勧告する

2. 加盟国政府が男女同一労働同一賃金原則を立法、団体協約或は他の手段により実施するよう勧告する。

3. ILOに対し、婦人に対する賃金上の差別を除去し、同一労働同一賃金原則の実際の適用を遂行すべく加盟国によってなされた努力の成果に関する恒常的情報を継続して提供するよう要請する。

第6章 婦人の経済的機会

114. 委員会は第243から247次まで、249次、250次及び254次から256次までの会議において、議事日程第7項について討議を行った。事務総長から婦人に利用されるかを問わず主要な専門的技術的職業につく訓練と機会に関する質問項目案を含む婦人の職業的進出状況に関する報告書が提出され同主題に関するILOよりの覚書が提出された。又ILO作成にかゝるパートタイム雇用、高年婦人労働者、及び手工業及び家内工業における婦人の機会に関する報告書が提出された。少女乃至婦人の職業的技術的訓練の機会に関しては、ユネスコとILO共同作成による報告書が提出された。また家族扶養の責任を負う働く母親を含む職業婦人、及びその地位の向上のための手段に関する事務総長覚書も提出された。

115. この項目に関する一般討議を通じ、国民経済への婦人参加の重要性がくり返し強調され次の点が注目された。即ち経済的後進国に於ては婦人に対し経済的機会を与える問題は特殊な社会学的困難を含むものである。立方手段、職業指導及び教育設備に関する諸問題は、経済的に先進の国でも後進の国でも経験するものである。討議に参加した委員の一人は経済的後進国における社会開発計画が婦人の経済的地位の向上に大変価値があると強調した。若干の委員の意見によれば、家族の唯一人の支え手である婦人の経済的地位には特別の考慮が払われねばならず、この点に関する社会福祉の必要性が強調された。

婦人の職業的進出の状況

116. 婦人の職業的進出の状況の問題は委員会第243次、246次、247次、253次、254次、255次及び256次会で討議された。

117. ILO代表は、ILOの見解によれば、完全雇用の促進は、婦人がまだ進出していない、少くとも重要な地位に進出していない職業分野における婦人の前進に対し実質的に貢献するものであると述べ又完全雇用は、もし完全雇用でなければ真の特性にはお構いなく不本意な仕事につかされたり、職業訓練を受ける平等な機会をもたない婦人達のような労働者の潜在的給源を最善に活用するようになるものであると述べた。ILOの代表は同時に、偏見を克服し、婦人に対し技術的職業的訓練や雇用の機会について平等をより速かに獲得するべく、世論を啓蒙するための措置を講ずる必要を強調した。委員会により課題として与えられた研究はそのうちの後者に属するものである。

118. ILOの代表は、事務総長により作成された質問表は専門的職業と技術的職業の間に区別を設けていると考え、この区別を設けるにあたって根拠とした規準について説明を求めた。

そして、ILOは技術的専門的の両分野において婦人に職業機会を与えているもの若干が省略されて居ることに注目している旨を述べた。彼女は、諸政府からの比較資料を確保すること及び種々の職業について同種性を確めることの重要性を強調し、ILOの標準職業分類に含まれているような国際的に認められた用語や職業の定義を使用すれば比較を便利にし、国によって異つた用語を用いることからくる混乱を防ぐであろうと述べた。更にILO代表は、現在作成中の質問表は政府に対し重い負担をかけるであろうから、政府から信頼しうる総合的な回答を得るためには、情報提供要求の期間を数年間にする方が好都合であると考えた。

119 ILO代表は、この仕事に伴う技術的困難に鑑み質問表の送付はこの計画の実行方法につき意見が一致するまで、保留してはどうかと提案した。もし委員会がこれを得策と考えるなら、ILOは喜んで協力するであろうというのである。

120 ユネスコ代表が意見を発表しユネスコ事務局の意見が事務総長報告中に考慮されて居るが、ユネスコの意見では、質問案を詳細に検討するためにもつと時間をかけなかつたことは遺憾であると述べた。

121 W. H. O.の代表が発言して六種類の医学的及至準医学的職業が事務総長の作成した質問表案中に含まれておりW. H. O.ではこれらの種類の殆どに要求される訓練と資格に関する資料をすでに刊行し、或は現在準備中であると述べた。さらに、W. H. O.は質問案のBの第六種中に記載されたものを含むすべての準医学的職業を網羅すべく資料の蒐集と分析を漸次行つていくと述べた。又、W. H. O.の代表はW. H. O.の経験によれば、医学的訓練乃至類似の問題に関する質問に対し寄せられる政府の回答から得た情報は専門家委員会、諮問的地位にあるもの及び民間の専門団体の援助によりよく評価することが必要である。彼女は、委員会が質問案から六種類の医学的準医学的職業の訓練と資格に関するものを除外して、この点に関し、W. H. O.のしている仕事との重複を避けた方がよければそうしてもよいと示唆した。

122 一般討論に加つた委員達は、この計画を婦人に経済的機会を与える一般計画の中の一環として重要であることをくり返し強調し、また委員会の第10回会議に採択された決議に従つて与えられた研究が委員会の事業計画で非常に重要な部分をなしていることを強調した。

123 数名の委員は次の如く考えた。即ち、一方では完全雇用は最も望ましい目標ではあるが、一本、労働市場がいかなる状態にあつても婦人の雇用機会を確保することは基本的なことである。これらの委員達は、完全雇用は例えば戦時経済に於て行われることに注目し、婦人の雇用問題が必ずしも完全雇用政策につながるべきでないと考えた。

124 委員の1人は、多くの国々において婦人は教師や看護婦のようなわずかな種類の職業に集中しがちであるが、機械技師のような他の職業の分野に雇用される人の中では低い割合しか占めていないことを述べた。

125 事務総長作成の質問表草案に関する討論において、数名の委員は、生計を得るための婦人の職業的関心と機会の全貌を確かめるために、専門的技術的職業の全分野を調べる必要が重要であると強調した。そして委員達はもし質問表の各部分を数年間にわたり政府への配

布が何回にもなされることができればより信頼しうる完全なものができると述べた。そしてまず第一歩として委員会は報告の要求をある特定の職業だけに限るべきであると提案した。1人の委員は、そのようにすればそれぞれの国において改善しうる状態に対し政府の注意を集中するという利点も加わるであろうと考えた。数名の委員は、受け取る資料の比較可能性に重点をおきすぎるべきでないと考えた。他の委員は、婦人の地位委員会のために政府に送付された前の質問表はやはり数年間にわたる間隔がおかれていたことに注目した。又政府が多量の且詳細に亘つた質問表に回答することに困難を感じるかもしれないという意見も述べられた。委員の1人はまた、事務総長によつて草案された質問表は重点を知的な職業の面に比較的多くおきすぎて居り、産業特に農業及び運輸部門での機会に十分力が入れていないと考えた。また同委員は、この質問表は婦人の雇用が家族の地位に与える効果に関する報告を求めることも含むべきであると考えた。

126 数人の委員は質問表の起草と配布を、ILOによる改訂標準職業分類の発行後まで延期することは望ましくないと共に、委員会は1952年発行の分類を根拠として使用できると考えた。

127 討論に参加した委員の意見に一致するよう努力がはられベルギー、フランス、パキスタン及びスウェーデンの代表は、彼らがすでに提案した決議案を引下げ、アルゼンチン、メキシコ及びアメリカ合衆国の代表と共同で質問書と職業一覧表を附した修正共同決議案を提案した。この決議案は事務総長に対し特に国連及び専門機関の加盟国及び諮問機関たる非政府団体に対し、婦人の法律家、教師、建築家、技師及び医学と保健面及び1952年6月のILOの移民及び雇用配置のための国際職業分類（第1巻）中に記載された関係職業における機会に関する報告と共に、修正された質問表を配布するよう要請された。

128 この修正決議案は、委員会の第253次から、256次までの会議において審議され、そこで活発な討論が行われた。数名の委員は、決議案附録に含まれる質問表及び職業の目録は極度に錯雑して居り、もつと単純化し且つ明瞭化する必要があると考えた。一方他の委員は、附録のうちある部分は他の部分に比較して詳細さが欠けていると考えた。更に他の委員は、決議案及び附録は完全でないが、委員会は着手しようとしている重要な行動の第一歩としてそれらを使うことはできると考えたのであつた。

129 討論の過程において、委員会書記とILO及びW. H. O.の代表は、種々の委員からの質問に答えた。フランス、アメリカ合衆国及びスウェーデンの代表は決議案に対し種々の口頭修正を提案した。フランスとアメリカ合衆国の代表は、決議案から職業目録を含む附録の部分を削除するよう提案し、代りに前述の国際職業分類中にある種々の職業の小課題と定義を使用することを提案した。スウェーデンの代表は、概当する報告をすでに国連又は専門機関に送つた諸政府は仕事の重複を避けるために事務総長に対しその旨回答するよう求められるべきであると提案した。これらの修正は7カ国修正決議案の他の共同提案者によつて受諾さ

れた。

130 修正された決議案の討議において、数名の代表はこれでは研究の範囲が無制限になつてしまふと考え、更に限定することが必要であると考えた。ソ連代表は、質問表には、婦人労働者が専門的な職業につく機会及び昇進についての可能性の研究を先ず最初に一乃至数ヶ所の産業について含むべきであると述べた。白ロシア代表は委員会が事務総長に対し、各政府に意見をきくため質問案を配布し、それらの意見に基づいた報告を第12回婦人の地位委員会の審議のために提出することを要請するよう正式提案をしたが後に取り下げた。

131 第256次会議において、ソ連代表は彼女の口頭修正を改めた。再起草された所によれば、ソ連の修正は「繊維工業におけると同様」という語を決議案の本文の第1節に列挙された職業及び専門職の目録につけ加えることであつた。数名の委員は、この口頭修正は政府、専門機関及び非政府団体に対する要求を不当に混乱させることになると考えた。中に含まれた原則は支持し乍ら、これらの委員は、この修正の内容も亦決議案に附属する質問表の変更をもたらすと考え、繊維工業の内容についての審議は後の会期まで延期することが望ましいと考えた。

132 第256次会議において、委員会はソ連の修正を賛成3反対12棄権1で否決した。次に委員会は7ヶ国修正決議案を賛成13反対無し、棄権3で採択した。決議文は以下の通りである。

決議 5 (XI)

“婦人の地位委員会は、
“委員会が婦人の教育の機会に関する研究を行う一方、婦人に対する経済的機会に関する種々の研究をとりあげ実行して来たこと、及びこれらの分野に於ける特殊な問題を処理する勧告をなした事に鑑み、

“委員会が、婦人の主要な専門的技術的職業の訓練をうける機会、及び婦人に対する機会の利用可能性に関する総合的研究の第一歩に着手することが必要であつてこの研究は加盟国、専門機関及び諸機関たる非政府団体より得られる情報に基づくべきものであることに鑑み、
“事務総長により準備された質問表案を審議しこれについての関係専門機関の意見と第11回委員会の討議を考慮して、

“1当該決議に附属する質問表を承認し、

“2経済社会理事会に対し次の決議案を採択するよう勧告する。”

経済社会理事会は、

事務総長に対し、主要な専門的技術的職業における訓練と雇用の婦人の機会に関する総合的研究における第一歩として、以下の方法で情報を蒐集し関係専門諸機関と共同で法律家、教員、建築家及び技師としての、また医学、保健分野及び関連職業における婦人の為の機会の利用可能性に関する報告を作成するよう要請する。そしてそのために：

(a) 附属の質問表を1952年6月ILOの移民と雇用配置のための国際職業分類(第1

巻)中に記載され、定義された前述の専門的技術的職業の目録と共に、国連及び専門諸機関の加盟国及び諸機関たる非政府団体に配布すること。

(b) 上記の加盟国及び非政府団体に対しもし可能ならば1958年9月11日までに、回答を送付するよう又はもし同様の報告をすでに国連又は専門機関に送付したものは、そのすでに作成された報告に対する正確な照会をするよう懇請すること。

(c) 関係諸機関と共同し、加盟国、専門諸機関及び経済社会理事会の諸機関たる非政府団体からの情報に基づき、この主題に関する報告を第13回婦人の地位委員会の為に準備すること。

附 録 質 問 書

I この分野における主たる職業は何か？

A 主たる職業の一覧表を作成せよ、

B ILOの1952年6月の移民と雇用配置のための国際職業分類(第1巻)を参考として、主な特質を説明せよ。

II 婦人はこれらの職業につく機会を男子と同じ水準で有しているか？

A 法律上：もし以下について国家的法規があれば記せ。

1 募集

2 任命

3 給与

4 昇進

各項につき未婚(結婚、離婚、別居)又は子の有無による効果を記せ。

B 事実上：もしあれば差異を指摘せよ、

1 募集

2 任命

3 給与

4 昇進

各項につき未婚(結婚、離婚、別居)及び子の有無による効果を記せ、

C 雇用労働者中の男女の比率を示す統計資料をあげよ、

III 主要職業に雇用されるために必要な訓練及び資格は何か？

A 教育

B 経験

C その他の資格

IV 婦人は男子と同一の規準で訓練の機会を有するか？

A 法律上

1. 教育
2. 他の形の訓練

B 事実上

1. 職業指導
2. 入学許可

(a) 婦人に対する制限があれば記せ、

(b) 婦人が入れる学校数の比率をませ、

3. 学校に在籍している男女の比率を示す統計資料をあげよ。

V 所見

婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者

133 婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者の問題は、委員会の第243次から247次までの会議で審議された。

134 ILOの代表は、次の事実に委員会の注意を喚起した。即ち婦人の経済的機会についてこの二点は、ILOの事務局によつて招集され1956年11月ジュネーブで開かれた婦人の雇用に関する専門家会議の日程に含まれていてこの会議でILO事務局に対し勧告が提出されたがそれは事務局長に対しこの勧告に基く措置をとることを指令したものである。ILO代表はILOの意見ではこれ以上の国際的措置は23年延期し、その間専門家会議の勧告の遂行における政府の業績を評価することが得策であると述べた。

135 ILOの代表は、家庭的責任をもつ婦人に対する雇用機会を増進するという点でパートタイム労働の価値を認めパートタイム雇用の機会は、工業の発達した諸国の変動する経済において非常に多く非工業企業、教員や看護婦のような熟練者の不足に悩む職業、及び労働不足時にパートタイム労働者を雇う産業において特に出現することを指摘した。

136 ILOの意見によれば、パートタイム雇用は使用者にとつて不利益があると同様、被雇用者にとつても危険がある。ILO代表はパートタイム労働の条件を規制するためには、法律によるよりも団体協約による方法が広範にとられていることを強調した。彼女はまた家事責任を負う婦人労働者の二重の重荷を、家事の仕事を容易にする手段をとることによつて軽減することの必要性を強調した。ILO代表はまた家事責任を負う労働婦人の問題の長期的解決は全労働者に対する労働時間の短縮にあることを指摘した。

137 後に又、ILO代表は、ILOの諮問機関たる国際的労働組合組織により出された、婦

人労働者に関する問題を全面的に審議するためILOが三者構成の常設委員会を設立し、どうかという提案の概要を述べた。

138 全般討議中、委員会の委員は婦人に対する経済的機関のこれら二問題に関してILOが作成した書類に対し感謝の意を表し、これら2つの問題が1956年11月に開かれた婦人の雇用に関するILO専門家会議において討議されたことを述べた。数名の委員は、これら2つの問題において婦人労働者が当面する困難は多くの点で共通して居り、その問題を解決すべくとられる手段も多くの点で同一の性質のものであるように考えた。パートタイム婦人労働者と高年労働者に対する適切な職業指導及び訓練の重要性が強調され、それらの婦人労働者が他の一般の労働者より悪くない労働条件を享受すべきであると考えられた。討議に参加した数名の委員は、次の如き見解を表明した。婦人のパートタイム労働と高年婦人労働者の問題は何れも諸々の国民経済中の全般的労働条件との関係に於て考究されねばならないと。またこれらの問題の重要性は工業化の進んだ国と比較的未開発の国との間とでは可なり異なることが注目された。

139 婦人のパートタイム労働に関して、討議に参加した委員は、家事責任を負う婦人、高年婦人及びフルタイム雇用に復帰するまでの間その熟練を維持していきたいと希望している婦人にとつてのパートタイム労働の利点をあげた。またパートタイム雇用は、婦人に対し国民経済の発展にある程度参加する機会を与えること、しかしパートタイム労働者に対する雇用機会は国によつて相異なることが注目された。数名の委員は、パートタイム労働は、ある状況の下では特にオートメーションの増加に伴い、婦人の労働条件と賃金水準を引下げ生産標準を低下させる効果をもたらすことを指摘した。そしてパートタイム労働の十分な雇用機会の増大のための非政府団体の努力に対し感謝の意を表した。数名の委員は、政府が婦人のパートタイム労働の雇用機会を制限しようとするような法律を採用することは望ましくないと考えた。数名の委員は次の点を指摘した。即ち、労働時間の縮小が給与の減少及びフル・タイムの婦人労働者が享受している社会福祉の削減を伴うならば、これは彼女達の経済条件の悪化ということになりそして失業が隠蔽されることになるというのである。

140 高年婦人労働者の当面する問題の討議において、委員の1人は若干の国々では労働力中の婦人の平均年齢は絶えず上昇していることに注目し、更にその国における最近の研究では一般の考えに反して、或一定の職業分野では若い男子が婦人より職をみつめるのに困難を経験していることを報告した。他の委員は、ある職業では使用者がより高度の責任感をもち欠席率のより低いことが認められている年輩の婦人を雇いたがっているとの見解を述べた。数名の委員は、高年婦人労働者に対する雇用機会の増大に関する自国政府の措置の概略を述べた。

141 高年婦人労働者問題の討議は、大部分婦人に対し年金受給資格年齢を男子より低くすることが望ましいかどうかという審議に集中された。年金受給資格年齢設定において男女間に

差を設けることに反対の委員達は、婦人の年金受給年令が低いことの利点が実際よりも表面上よくみえるので使用者は年金受給年令に近づきつゝある高年婦人を雇うことをためらい、又婦人は若くて年金をうける資格をえるからというので男子より、高年婦人を解雇しようとするであろうという考えであつた。また早く年金受給資格をえた年で退職すれば、その結果婦人の退職金は低いことになるということが注目された。委員の一人は、男子より婦人に対してのより低い年金受給資格年令に賛成する論理的根拠を見出すことは不可能だと考えた。彼女は産休とそれに伴う手当の必要性を確信したが、しかしそれだからといって、よく云われる婦人の肉体的劣等性を基礎として婦人に対し低い年金受給年令を定めることは正当ではないと考えた。この委員の意見では、全ての労働者は早く退職できるべきであるが年金受給年令は男女に対し同じでなければならない。他の委員は、男女に対する同一の年金受給年令の確立は基本的な正しい原則であると考え、更にこれに関して国連事務局においては年金受給年令に関する規定が男女同一であることを述べた。

142 これに関し一人の委員は、彼女の国に於ては、勤けが多ければ退職金より余計稼ぐことができるからできるだけ働き続けることを好むことが認められるので、婦人が自発的に退職するに適當な年令を短縮することが多くの實際的効果をもつかどうかについて疑問を表明した。

143 婦人に対する低い年金受給年令に賛成の委員達は、男性との形式的平等の主張は婦人にとって不利なこともあると考え、もし婦人が必要な年月を働き、或は年金をうける資格ができたら男子より若い年令で退職の選択権を行使する資格が与えられるべきだと考えた。彼女達は、問題の中心は退職金の給源にあり、それは私企業からより政府からうけるべきであることを強調した。そして婦人に対する低年金年令に関する問題は何れも、社会保障に対する政府の適切な措置と勤労権を保障することによって解決できるのである。これに関し一人の委員は、そのような方法に好意的な世論の風潮を作りあげるべく委員会及び非政府団体の活動の重要性を強調した。

144 討論の過程において、全米婦人委員会代表が意見発表を行つた。また、国際キリスト教労働連合会、世界労連、国際婦人同盟、国際大学婦人協会の代表も意見発表を行つた。

145 委員会に対しオーストラリア、ベルギー、及びイギリスの代表から決議案が提出された。第245次会議において、フランスの代表は、退職年令及び年金受給権は男女労働者に対し同一であるべきだという委員会の確信を表明するべき一節を本文に加えるように口頭修正を行なつた。若干の委員がこの修正を支持し、他の数名は、原則に於ては修正を支持するが、各々の国の婦人労働者の多数の意見はそれに反対だと考えた。他の委員は、上の修正は、現状の下では不適切であると考えた。第246次会議において、ベルギー代表は、口頭修正を提案しそれによって委員会は事務総長に対し第12回委員会のために、婦人労働者の退職年令と年金受給権の問題につき諮問機関たる非政府団体の意見を伝える報告書を作成するよう要請することになった。ベルギーの修正は、決議案の共同提案者により受諾され、フランス代表はベルギー

代表提出の修正に賛成して彼女の修正を取下げた。2人の委員は、非政府団体の意見が男女労働者に対する同一の年金受給年令の確立に好意的であるよう希望を表明した。

146 決議案の本文第4節に対する若干の修正案は、提案者によつて受諾され、委員会第247次会議において、決議案は修正通り満場一致で採択された。

147 決議文は次の通りである。

決議6 (XI)

“婦人の地位委員会は

“委員会が前回において、高年婦人労働者の雇用及び婦人のパートタイム雇用について審議を行つたことを想起し、

“高年婦人労働者の雇用及び婦人のパートタイム雇用に関するILOの報告に感謝を以つて注目し、更に、ILOにより1956年11月5日から10日まで開催されたこれらの問題に関する専門家会議により採択された勧告に注目し第134回ILO理事会がこの専門会議の報告に注目して、事務局長に対し、適當ならばその勧告を考慮に入れてILOによるより進んだ研究と活動をするよう指示したことに鑑み、

“1. 職を得、また保持しようとする高年婦人及びパートタイム労働に雇われる婦人が、常に遭遇する特殊の困難に注視し、

“2. ILOがこれらの難問題を解明すべく引続き留意されるよう希望を表明し、

“3. これらの婦人労働者のための適切な雇用の確保において、職業訓練及び指導が有効な効果をもつことを考慮し、

“4. 高年婦人労働者及びパートタイム雇用の婦人が、社会保障福祉をも含み、夫々の状況を考慮した上で、他の労働者によつて享受されていると同様の労働条件を与えられるべきであると信じ、

“5. 事務総長に対し婦人労働者の退職年令及び年金受給年令の問題に関する意見を、諮問機関たる非政府団体に求め、またもし可能ならば第12回委員会までに、これらの団体から受取つた回答に関する報告書を準備することを要請する。”

家内工業及び手工業

148 家内工業及び手工業問題に関する討論は委員会の第244次から247次まで及び第250次会議に於て行われた。

149 ILO代表は1956年11月に開かれた婦人の雇用に関するILO専門会議が婦人の経済的機会におけるこの分野について討議したこと及びILO文書に追加されたこの問題

に関する報告がILO事務局によつて注目されたことを述べた。

150 ILO代表は、工業化のおくれた国々の経済に対する手工業及び家内工業の重要性を強調し、工業化増進計画との間の磨擦を避けるよう、これらの工業が経済発展のための全国的プランの部分として奨励されるべきだと述べた。若干の国では家内工業の生産方法が古くさく、労力条件は標準以下であることを述べ、この工業の発展のためにいろいろな方法を合せ行うことの重要性を力説し、生産及び販売方法を進歩させ、未来の発展のための資金面における協同組合の価値を強調した。ILO代表又は家内工業に雇用されている労働者のための職業訓練の必要を指摘し、手工業及び家内工業が工業的家庭労働に転化し仲買人が信用、原料、設備の提供及び生産物の販売に介在した場合の危険性に対し警告した。そして手工業の市場価値が国内市場及び海外市場において同様に分析されるべきであると述べ非常に多くの婦人が手工業及び家内工業に関する職業に従事して居り、この分野で重要な役割を果たしている。しかし乍ら、これらの活動に参加する婦人の統計を出し正確な比率を決定することは困難であると述べた。

151 全般討議中、委員会の委員は、農業を主要産業とする経済の工業化を容易にする手段としての家内工業の重要性を強調し、これに関して、若干の政府は家内工業を統合して経済開発の総合的国家計画の中に組み入れることに特別の注意を払っていることを述べた。身体傷害者や不具者の回復のための手段としての手工業の価値もまた力説せられ、また手工業の助成は国民の文化遺産の一部を成す伝統的芸術的技術の存続を可能にすることが強調された。手工業及び家内工業の発達、比較的工業化の進んでいない国々の婦人の経済的地位を改善する点において特に有意義であり、これらの職業は婦人に対し、家を外にして働きに出る時間を費すことなく、家庭内で金を稼ぐ機会を与えたと考えられた。

152 討議に参加した委員は、家内工業を組織化するにあたり当面する困難に対し特別の注意を払い、仲買人に搾取される危険及び家内工業にしばしば随伴する劣悪な労働条件の危険に対し警告した。これらの委員は、手工業及び家内工業における労働条件及び生産規準を高める手段として、労働組合団体交渉手続、技術指導及び教育、適当な金融機関、原料の組織的供給、及び販売技術の必要性を強調した。この分野におけるILOの活動が賞され、数名の委員は、これに関連した自国政府及び国連と専門機関の技術援助計画の措置の概要を述べた。委員の1人は、メキシコ政府の主催により、ILO及びアメリカ同盟の後援の下に開催される来るべき全米婦人委員会の地域的会議は、この問題に関する諸問題を討議するであろうと述べた。また彼女はその会議の結論が婦人の地位委員会にも入手できたなら、役に立つであろうと考えた。

153 討議の過程で国際婦人同盟代表が意見発表を行った。

少女の職業的技術的訓練の機会

154 委員会は、少女に対する職業的、技術的教育における機会の問題について、第246次、247次、249次、250次会議で討議した。

155 ILO及びユネスコの代表がILO及びユネスコの作成した少女の職業的、技術的教育における機会に関する報告は共同報告として国連に提出された最初のものであることを述べた。ILO代表は、この報告中の資料は同機関の情報源及びユネスコ、ILO共同製作の質問表から蒐集されたものであると述べた。この質問表は、非自治領及び信託統治領を含めた国連の全加盟国に対し送付されたのであつたが23ヶ国のみが回答し、その中で完全なものは極く少なかった。

156 ILO代表は、第9回婦人の地位委員会においてILOから婦人及び少女が仕事見習につく機会に関する研究を提出した事を想起した。

この報告は、少女の職業的技術的教育に関する研究が必要であることを示したのであつた。今度の報告はそれ故、前報告と補充的且不可分に続いているものである。この研究目的のため職業的技術的教育は、中等程度の学校に於て学生が特殊の商売又は職業につくための直接の準備を目的として、行われる教育の型と定義された。

157 ILO代表は、予備訓練が殆ど或は全く必要のない職業に従事する婦人が、全婦人労働者中又は全労働者中に於いてさえ高い比率を占めることに注目し、また工業化の増進は半熟練乃至熟練労働者の需要を生むことを述べた。彼女はまた、ある地方における婦人の社会的地位が女子より男の子を教育しようとする傾向及び少女自身が結婚前に短期の不熟練労働で手取り早く稼ごうとする傾向等の如く、婦人に与えられ、訓練を制限しがちな社会的要因に注意を喚起した。又ある国々においては職業指導施設が不適当であり、またそのような便宜がある所では婦人を伝統的に女の職業と考えられている仕事に使おうとする傾向があることに注目した。また使用者や労働組合の態度中のある偏見や、給与上の差別のため婦人が組合をなくしてしまうことなどに対し注意を喚起した。

158 ILO代表は、時代おくれの保護法が職業の機会を制限しがちになることを強調した。例えば、技術進歩のおかげで以前にはある種の業務に伴つた多くの危険がなくなつたのに、婦人をいわゆる“危険な”業務につかせないということである。又新しく発達した仕事のあるものは、その危険がまだ関係法律中に認められてはいなくても、本当は危険であるということも述べた。一方、使用者のみに分娩手当の給付及びその他の婦人の為の便宜手段を負担せしめることはしばしばある職業上の婦人の任用を制限する結果をもたらすものである。後にまたILOが産休及び分娩手当の給付を欠くべからざるものとみていること。しかしかかる場合の医療給付は、強制的社会保険の方法又は公共基金の方法で給付されるべきである。と述べた。

前の方法がとられている多くの国では、費用は、使用者と男女労働者により分担されている。ある委員達は、このことに関する唯一の適切な方法は社会保障又は社会保険のためのすべての経費を国家又は使用者が支払うことであると指摘した。

159 ユネスコ代表は共同報告の中のユネスコが作成した部分の紹介をした。ユネスコ代表はこれに関して、この報告はユネスコが第9回委員会に提出した中等教育に関する報告と必然的につづく続編であると述べた。

160 ユネスコ代表はまた一般的に云つて男子に対するより女子に対しては職業的及び教育的機会は少ししか与えられていないことに注目し、先に述べた諸国における現在の訓練施設について数と同様に質の研究が必要であると述べた。彼女はまた女子に対する職業訓練施設は家制的な諸分野に集中する傾向があり、それは女子に対する職業機会の範囲をかなり減少させることを指摘した。

161 W H O 代表はイギリス代表の質問に答えて職業的技術的訓練における保健の点に関する W H O の活動の概要を述べた。彼女は、社会的及び職業的健康の面における W H O の仕事及び I L O との協力事業について説明した。

162 討議の過程において、数名の委員は婦人に対する保護法はすべて婦人の経済的地位及び社会に有害だという考えに異議を唱えある種の婦人のための保護法は子供と働く母のための、又家族全体のための保護として有益である。と考へた。この委員達は保護法は既存の社会的条件全般との関連において評価されるべきであり保護法が国家統制経済において適用されるならば、婦人に対する経済的差別をおこしてはいないという見解を表明した。これらの国々で少女のための職業的技術的教育の広範な制度及び一般教育制度内での統合が存在することは婦人の労働と進歩の機会に関する権利平等の完遂を保障するものである。完全な平等の原則の採用は必然的に、母親及びその他の婦人労働者のための一連の保護手段の採用をもたらすものである。他の委員は、婦人の保護法に反対する2つの違った見解が総会の人権に関する国際条約案審議の第3回委員会の討議の中で表明されたことに注目し、彼女自身は男女の完全な平等の原則は婦人のための保護の思想をとることに於いて持続されねばならないとの見解に賛同した。この委員は、完全な平等の原則が、経済、社会及び文化上の権利に関する規約案に取入れられていることに満足の意を表した。

163 全般討議に参加した委員は、委員会に対し大きな貢献をした I L O 及びユネスコの共同報告に対し感謝を表明した。これら2機関は平衡のとれた報告書を作成するための共同努力によって、賢明な先例を確立した。委員の1人は、報告中の国の統計の若干は実際には比較不可能であると述べ職業訓練の討議中に使用される用語の適切な定義が重要であることを強調した。他の委員の1人は、身体的能力がある種の職業における適応性と能力の決定において重要な要因であることから、職業機会の健康面に関する更に詳細な報告が作成されれば

有用であろうと指摘した。或代表は、共同報告が若干の政府及び労働組合によつてたてられた職業的技術的訓練の積極的計画について十分詳細な情報を含んでいないと感じた。又、諸国の政府はこの面に関する更に進んだ計画を立てる場合には、教育施設に関する情報及び共同報告中に契約された経験を役立てることができることも述べられた。

164 婦人の経済的地位やその向上及び昇進の可能性にとつての、適切な職業訓練の重要性が強調された。委員の1人は、ある国々においては女子に対する義務教育制の欠如が、彼女達の職業的技術的訓練への妨げをなしていることに注目した。数名の委員は女子に家政方面の訓練のみを伴う危険について述べた。女子に職業教育をすることに対するある親達の伝統的、心理的な抵抗もまた、創設的要素としてあげられ、数名の委員は、この抵抗が経済的後進国において特に顕著であると述べた。女子に対する職業訓練の広範な増進は、婦人の地位の向上、国民経済の福利の両者にとつて必要であると考えられた。非政府団体の職業訓練の機会開放のための実地的活動が賞賛され私企業はこの面の実験に対しては非常に用心深いので、政府や労働組合のイニシアティブも必要であるという見解が表明された。

165 女子は多くの職業学校的全登録人数中に高い比率を占めないこと、また相当数のものはその訓練を完成することなく種々の理由のため学校から脱落することが述べられた。職業訓練の促進のため示唆された方法中に、初等学校過程中の予備的職業訓練、及び職業訓練過程を個人の能力に適應させることがあげられた。少女が雇用のためまた、高度の職業への前進のための必要な訓練を得るよう奨励する方法としての職業指導の重要性に対しても注意が払われた。

166 委員会は、国際自由労連、国際職業婦人連合会及び世界 Y W O A 代表による意見を聴取した。

働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者及びその地位の向上のための方法

167 委員会は、この小項目を第243次会議で働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者及びその地位向上のための方法について審議した。国連事務総長及び I L O が第11回委員会に対しすでに経済社会理事会決議 625 B II (XXII) に於て要請せられた報告書を提出するに至っていない事実注目した。

168 委員の1人は、この小項目を第11回委員会で討議できないことに対し、この問題の重要性に鑑み遺憾の意を表した。

169 委員会は、国際キリスト教労働組合連合会代表の意見を聴取した。

170 第243次会議に於て、委員会はこの小項目の審議を第12回委員会まで延期することに決定した。

第7章 既婚婦人の国籍

171 委員会は才240次会議で、臨時日程才8項の審議をした。委員会に事務総長より、既婚婦人の国籍に関する法律中の最近の変化に関する報告及び、既婚婦人の国籍に関する条約に関し総会のとつた措置に関する覚書が提出された。

172 その条約が才11回総会において採択され、署名のため開放されたことに對し満足が表明せられた。多くの委員は、その条約は国籍法の差異から来る種々の困難の除去に役立つから、婦人の地位向上における重要な一歩であると考えた。多くの国々がこの条約の参加国となり、婦人は結婚によつて自動的に国籍を得失すべきではないという原則を認めるよう希望された。

173 若干の委員達は条約中、適用領土に関する条項を入れたことは、多くの国の条約への参加を促し早めるであろうと思われると思はれたが他の委員達は条約の領土適用に関する条項に對し反対を述べた。

174 或委員達は、条約の条項が充分に平等原則を規定していないことに注目した。或委員は、ゆるやかになつた帰化手続や要請による国籍の取得は、条約参加国の国民たる婦人の夫に對しても有効であるべきで、かゝる権利手続は国民たる男子の妻にのみ制限されるべきではないと考えた。子供の国籍という重大問題が取扱われていない事實もまた強調された。

175 事務総長の報告した最近の立法によれば国籍の面での男女の権利の平等への方向に向つて全体に進歩が認められていると述べられた。

176 次の決議案は、キューバ、ドミニカ共和国、イスラエル及びイギリスにより提出され、委員会才240次会議で賛成15、反対無し、棄権2で採択された。

決議、7(X)

“婦人の地位委員会は

“1 既婚婦人の国籍に関する条約が才11回総会で採択され、現在署名及び批准又は加入のために国連加盟国、及び国連専門機関のメンバー又は将来のメンバーたるべき諸国、又は国際司法裁判所規程の参加国又は今後参加国たるべき諸国、或は国連総会により招請が出されたる他の諸国に對し開放されて居ることに満足を表し、

“2 経済社会理事會が次の決議を採択するよう勧告する。”

経済社会理事會は、

総会により1957年1月29日の決議1040(X)で承認された既婚婦人の国籍に関する条約が、署名及び批准又は加入のため、国連の加盟国及び国連専門機関のメンバーたる又は今後たるべき他の諸国又は国際司法裁判所規程の参加国又は将来参加国たるべき他の諸国に對し、1957年2月20日開放されたことに注目し、

1 未だ既婚婦人の国籍に関する条約を署名及び批准、又は加入をなさざる国連加盟国に對

し、これを行うよう勧奨する。

2 未だ既婚婦人の国籍に関する条約を署名及び批准、又は加入をなさざる専門機関の加盟国及び国際司法裁判所規程の参加国に對し、これを行うよう勧告する。

第8章 私法上の婦人の地位

177 委員会の才248及び252次会議において、議題の才9項を審議し、売買婚、一夫多妻及び母の親権に関する事務総長報告が提出された。

178 この項目に関する委員会の討論の大部分は、未開拓の国や領土の婦人の地位について、特に一夫多妻、売買婚及び児童結婚の習慣に重点をおいた。

179 幾人かの委員達が、論議の対象となつた結婚に関する諸習慣は、根強い伝統と、結婚や家族についての根本概念を意味しており、多くの人々の宗教的信念によつて是認されているものであることを指摘した。この分野における改革は、現存の社会機構に注意しこれを理解しつつ行われるべきであると感じられた。幾人かの委員達は、結婚の習慣の改革を早計に進行すると、結婚や家庭の安定を害す危険があり、開発の進展と教育的方法が効果をあげるまで時間をかけるべきであるとの意見であつた。一方、多くの地域では、一定の習慣はその伝統的な意味を失つており、法律的措置をとることが時機を得た望ましいことであるとの総括的意見一致を見た。

180 幾人かの委員達は、論議されている家族の習慣や慣行は、婦人の経済的、社会的及び文化的地位とも密接な関係があることを強調し、特別の法律的措置をしても、その社会において婦人の地位が認められ、教育の機会や経済的機会が婦人にも開かれなければ、それだけでは、何の實際的価値もないと述べた。

181 回教諸国における一夫多妻に関して、すべてを平等に扱うことができれば、4人の妻を持つことを許している回教の法律は、或時代には、婦人の地位の向上を示したものである。即ち、回教の法律ができる前には、一夫多妻について何の制限もなく、妻の権利は何も認められていなかったのであると述べられた。又、一夫多妻を認めている多くの社会でも、やはり一夫一婦の方が、複数婚よりずっと普通のことである。しかし、一夫多妻の廃止に反対する男子や婦人がまだあることも述べられた。

182 一夫多妻制をやめて、一夫一婦制への自然な傾向を促進するための過渡的方策について、特に議論が行われた。非独立領の、全国的又は特に因習的な地域のみに関し適用される法律で一夫多妻を禁じているが、以前からの一夫多妻婚は認めているものについて、幾つかの例をあ

げて言及した。

183 一夫多妻制のために生ずる最も深刻な幾つかの苦難から婦人や子供を保護する過渡的方法として、妻の承諾を要すること、或は一夫多妻婚が行われる前に、裁判所が行政機関などの役所が介入するということがあげられた。

184 売買婚の習慣は、配偶者選択の自由を反し、妻を物か奴隷の地位に落とし、婦人の人間としての尊厳の認識の面で重大な障壁であると述べられた。又、或国々では、売買婚は単なる象徴的な行為として存続していること、又、他の或地域では、値を高く買われることを婦人自身の誇りとする話がされた。しかし、多くの地域で、売買婚の制度は結婚に対する自由意志に基く承諾と、若い男の結婚に対する重大な障壁となっており、富んだ老人による一夫多妻の慣行を増すものであることが強調された。

185 児童結婚に関しては、第10回会議の際に委員会が事務総長に対し、この問題を、事務総長報告に含むよう要求していたので、委員会の注目、事務総長報告の提出に向けられた。そして、奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行廃止に関する条約補足に関する全権委員会は、経済社会理事会が、両性の自由な合意と結婚の最低年齢を、なるべく14才以上に定めることが望ましいことに注目せしめる目的で、結婚の問題の研究を開始するよう勧告した。又、経済社会理事会はこの全権委員会の勧告を、1957年4月に開かれる第23回会議の仮議題に入れることを決定した。数人の委員は、本委員会が次期会議において、児童結婚の問題に特別の配慮をするように希望を述べた。

186 結婚に対して自由意志にもとずく承諾を要件とすることは、一夫多妻や売買婚の慣習のある諸地域において婦人の地位を高めるために基本的な必要条件である。このような要件は、売買婚や一夫多妻についての規則などを含む結婚の慣習に関する他の措置と同様、結婚の登録が義務的に行われてはじめて、履行しうるものであるという点に一同の意見が一致した。この理由で、多くの委員達は、夫婦両当事者が立会う登録の義務制の確立が、政府のとるべき最も重要な且つ根本的な措置であると考えた。そして、慣習的、宗教的な法律の尊重ということと結婚の登録の義務制とは矛盾しないことも指摘された。

187 この討論の間で、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約案の第10条に関する第11回総会の第3委員会における論争に対し注意が向けられた。即ち、この条文中に、結婚は両性の自由意志に基く承諾を要するという規定が、第3委員会の委員であり婦人の地位委員会委員でもある代表達の主張によつて入れられたことが述べられた。このような規定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する条約案と市民権及び政治的権利に関する条約案の当該条項中に含まれるべきであると皆の意見が一致した。

188 婦人の私法上の地位は、特に未開発地域について考えられたのであるが、或委員達は、もつと進んだ諸国の民法中にある婦人の親族や財産に関する法規についても論じた。ナポレオン法典に由来する民法をもっている数ヶ国では、親権やその他の親族関係の権利、及び夫婦の

財産権に関する不平等をなくすため、或国では最近法律を改正し又は改正を考慮中であることが述べられた。そして、これらの改正は、婦人の地位委員会の要請により、経済社会理事会の行つた勧告の線に沿うものであることも云われた。これに関連して、或委員達は、或国では夫が家族の長であるという規定が、かゝる原則が住所、居所、親権、妻の法的能力および妻が独立の仕事をする権利などについての特別な適用を除く法律改正が行われた後にもまだ残されていることを述べ、このような規定は、新しい法典には残されるべきではないとの意見を出した。

189 婦人の地位委員会は、婦人が家族法や財産権の面で完全な平等を得るため、民法の改正に積極的な関心を持続すべきであると提議し、この問題を研究する法律家の研究グループを集める可能性も考慮する価値があると考えた。

190 この討論中で、委員会は全アメリカ婦人委員会、国際婦人法律家協会及び聖ジョーン国際社会政治同盟の代表達の意見発表が行われた。

191 キューバとフランスの代表が決議案を提出した。イギリス代表が前文の第2節と経済社会理事会が採択するよう勧告した決議案中の本文に対する修正を提案した。決議原案の提案者達はその修正を受け入れ、又ベルギー代表が口頭で提案した本文に対する修正も受け入れられた。

192 白ロシア代表は、理事会で採択するよう勧告する決議案の第2項及び本文の、“結婚登録の義務制度”の前に、“結婚の最低年齢の実施および”の語を挿入する修正を口頭で提案した。数人の代表達は、結婚の年齢の問題は、全権委員会の勧告に基く理事会の措置を待つべきで、このことがキューバとフランスの案の前文中に言及されていることを述べた。白ロシア代表は、自分としては結婚の最低年齢の設定を勧告することを適当と考えたが、その修正は引込まれた。

193 ポーランド代表は、経済社会理事会に採択を勧告する決議案の本文中の、“民事又は宗教の関係当局の前で”という句から“民事又は宗教の”の語を削除する修正を口頭で提案した。提案者の意見によれば、これを削除すれば民事当局による結婚の登録を要件とする法律をもつ諸国にとつて好都合であるというのである。しかし、一方、他の代表達は“関係当局”というのも“民事又は宗教の関係当局”というのも法律的な相違はないと述べ、或代表は“民事又は宗教の”の語を入れておくことは、特に国によつては宗教的権威が結婚の登録をする当該機関となつていふことを考えると、重要であると考えた。

194 このポーランドの修正は、ドミニカ共和国代表の要求で点呼投票に問われ、賛成4、反対10、棄権4で否決された。投票内容は次の通りである。

賛成：白ロシア、メキシコ、ポーランド、ソヴィエト連邦

反対：アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、中国、ドミニカ共和国、イスラエル、パキスタン、スウェーデン、イギリス、ヴェネズエラ

要綱：キューバ、フランス、インドネシア、アメリカ合衆国

195 修正をうけた以下のような決議案が、委員会の才252次会議において、賛成15、反対なし、棄権3の投票で採択された。

“婦人の地位委員会

“売買婚、一夫多妻および母の子に対する親権についての事務総長報告を審議し、

委員会が才10回会議において、児童結婚の問題も研究することを決議したことを想起し、

奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行廃止に関する条約補足に関する国連全権委員会において採択された決議中に、同全権委員会が経済社会理事会に対し、結婚に関する両性の自由意志による承諾と最低年齢設定が望ましいという観点から、結婚の問題研究を始めることの妥当性を考慮するよう勧告したことに注目し、

“又、経済社会理事会が、この勧告を1957年事業計画に入れ、1957年4月に招集されるその才23回会議の仮議題中に入れていることに注目し、

“奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行廃止に関する条約補足に関する国連全権委員会が勧告した研究は、児童結婚、売買婚および婦人の地位委員会が数年間審議して来た家族法における他の方面のものと密接な関係があり、それは婦人の地位にとつて大変重要なものであることを信じ、

“1 経済社会理事会に対し、奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行廃止についての条約補足に関する国連全権委員会の勧告を採択し、この勧告中に言及されている研究は婦人の地位委員会が行うべきことを決定するよう要請し、

“2 事務総長に対し、もし経済社会理事会が上述の研究を婦人の地位委員会に附託すると決定したときは、婦人の地位委員会才12回会議のために、この問題に関する報告書を作成するよう要請し、

“3 経済社会理事会に対し、以下の決議を採択するよう要求する。”

経済社会理事会は、

1954年12月17日付総会決議843 (IX)を想起し、

夫婦となるべき両性の自由で完全な意志による承諾を得るための重大な防衛手段として、結婚登録の義務制を弘めてもよい時期になつており、又、この登録は離婚についてもなされるべきことを考えて、

国際連合や専門機関に加盟している諸国に対し、結婚登録の義務制を奨励して、夫婦となるべき両性が、自分で関係の民事又は宗教の当局の前で、自由に承諾を表明するようにし、更に、離婚登録の義務制をも奨励するよう勧告する。

第9章 働く既婚婦人に関係ある税法

196 委員会は才248、250及び251次会議において、議題の才10項を審議した。委員会には、数カ所の諮問機関たる非政府団体から提出された関係の資料や意見及び提案と、質問書に対する各国政府の回答から出した財政法についての情報を含む事務総長報告が提出されそれが依然有効であることを確認した。

197 数人の委員から、この議題となつている問題について、たくさんの非政府団体が、情報提供や意見提出の要求に答えてくれたことに感謝の意が表された。殆どこれら非政府団体の回答に基いて作られた事務総長報告は、税法の改正に関し、団体や政府のよい参考になるであろうと述べられた。

198 又、或委員達は、この委員会で、働く既婚婦人に関係ある税法の問題を扱うことは、税法が、経済的、法律のおよび社会的分野において増々重大な影響をもつことを考えると、大変重要なことであると強調した。婦人の地位委員会は、それが婦人の政治的権利の分野において既に得た収穫と同じように重要な成果を税法の分野でも獲得できると述べられた。婦人の地位委員会の勧告によつて、多くの国がこの分野においてもつと公平なやり方をするようになるかも知れないとの意見も述べられた。或委員は、将来、働く既婚婦人に関係ある税法に関する条約を採択する可能性もあることを示唆した。

199 数人の代表達は、事務総長報告中に含まれているこれら非政府団体の多くが、働く既婚婦人の収入に適用される或種の税法は、婦人にとつてのみならず社会全体にとつても望ましくない結果をもたらすとの見解であるのに賛意を表した。多くの国で行われている合算課税は、働く既婚婦人の経済的独立の認識を妨げ、既婚婦人の経済的活動を鈍らせると考えられ、更に、幾つかの場合には、結婚や家族の制度の保護の原則に矛盾すると考えられた。一方、或委員達は、関係当局は合算課税そのものが不公平とか結婚の近代的概念と矛盾するとか考えてはいない述べた。

200 既婚婦人が、夫と妻の収入の合算を規定する税法法規の結果、妻のおかれる不利な立場を論じた際、最近幾つかの国々で行われたもつと公正な解決に向つての改正が目された。しかし、多くの委員達の意見では、現状はまだ満足すべきものではない。

201 既婚婦人の収入に対する不当に高い税率の負担をさけるための二つの違った方法に言及した。或委員達は、妻が夫とは別の独立した職業や商売によつて得る収入のある場合とか、又は公務員の妻で、自分も雇われて働き収入がある場合について、最近施行された法律について話し合つた。

202 言及された方法の才2の型は、働く既婚婦人の収入に関して特別の控除を認めることである。1人の委員は、或政府の税関係当局が、このような控除をすれば、夫も妻も働いている

夫婦に対しては、夫だけが唯一の稼ぎ手である夫婦に与えられているものに比べて不当に有利な課税となるとの意見であることを述べた。他の代表達は、いくつかの国々で行われている、家の外で働く既婚婦人に対し、家政や育児のために人を雇えば、控除が認められているのは結構なことであると述べた。このような控除は、事業上の必要経費と全く同じように働く婦人の必要経費の関連において規定されるべきであるというのである。又、夫にも妻にも子供や他の扶養控除が与えられるべきことも賛意を表され、これは現に幾つかの立法例があると指摘された。

203 合算課税が原則的制度である場合、既婚婦人が、別課税を申し込めるようにすることも、機制的合算課税よりはよいが、やはり、(特別の要求をしなければならない限り、)税法に関しすべての点で平等に扱われなければならない婦人の地位の独立と矛盾する、と考えられた。

204 数人の委員達は、この問題について、国連加盟国や諮問機関たる非政府団体から、更に情報を入手することが、婦人の地位委員会にとって望ましいとの意見であった。

205 この議論の課程において、国際婦人法律家協会及び国際大学婦人協会代表が意見発表を行った。

206 政府や非政府団体に対し、婦人に適用される税法に関する情報を提供するように要求し、この情報に基づいて事務総長が資料を作成するよう要請した。経済社会理事会決議案を含む決議案が、ベルギー、フランス、イスラエルおよびアメリカ合衆国代表により共同提案された。

207 この理事会で採択するよう勧告した決議案の前文の才2節に、“婦人に適用される税法”とあるのが注目された。提案者達は、この語を前文中に残しておきたい希望であるといつたが、しかし、本文の才1節に“特に収入を得て働く既婚婦人”の語を加えた。

208 数人の代表達は、完全且つ詳細な情報を得るためには、諸国政府に質問書を送ることが望ましいと考えた。或委員は、特定の質問を出せば、政府が要求された情報を提供する仕事が容易にし、特にこのような要求にこたえるために多勢の職員を使えないような国ではこのことが重要であると述べた。しかし、質問書を準備することは、目下は実際に出来ないであろうと云われた。決議案の提案者達は、経済社会理事会決議案本文の才1節の、“情報”の語の前に“正確な”の語を挿入することに同意した。

209 一向は委員会の才13回会議に提出される情報は、諸国政府と諮問機関たる非政府団体との提供したもののみに限られることを了解し、経済社会理事会に提案する決議案本文の才2節の“資料”の語は“報告書”とかわられた。

210 これらの変更と、前文才1節中の“および待遇”の語が削除されて決議案は投票にかけられ、委員会才251次会議にかけて、賛成17、反対なしおよび棄権1で採択された。

211 委員会によって採択された決議案は次の通りである。

“婦人の地位委員会は

“その才10回会議における、非政府団体から得た情報や、婦人の法上の地位に関する情

問書に対し各政府の寄せた回答から得た資料に基づいて、既婚労働婦人に適用されるべき税法の予備研究の実施をするとの決議を提起し、

“この問題に関する事務総長報告 E/CN.6/297に感謝をもつて注目し、

“この問題に関する均衡のとれた研究のためには、現に手元にある情報は不充分であるとの事務総長の見解に注目し、

“経済社会理事会に対し、次のような決議を採択するよう要求する、

経済社会理事会は

婦人の地位委員会をして、婦人に適用される税法を研究させる重要性を認め、

この問題に関する手元の資料の不足を更に認め、

事務総長に対し次のことを要求する。

(1) 国連加盟国の政府及び諮問機関たる非政府団体に対し、婦人及び特に収入を得て働く既婚婦人に適用される税法についての正確な情報を提供するよう要請すること。

(2) 婦人の地位委員会才13回会議のため、国連加盟諸国政府の提供した情報と諮問機関たる非政府団体により提供された情報を加えたものに基づいて、本問題に関する報告書を作成すること。

第10章 婦人の地位に関係ある技術援助計画及び人権の分野における助言サービス

212 委員会は才250、251及び254次会議において、議題才11項を審議した。これに関連して、婦人の地位に関係ある特別事業の概要を内容とする事務総長の技術援助計画に関する覚え書及び人権の分野における助言サービスに関する事務総長報告書が提出された。

213 世界保健機構の代表が発言し参考資料E/CN.6/289に説明されている世界保健機構の実施した諸事業についての更に詳細な情報が提供された。

214 婦人の地位との関連において技術援助計画の問題を議論するにあたり、婦人の地位委員会の委員達は、婦人の地位に関係ある特別事業の概要を示す事務総長の報告が、技術援助計画の下で得られる諸サービスを広範囲にわたり示すものであると考えられるとして謝意を表した。これらの諸計画が国際的 Understanding、平和および繁栄促進のためにも価値が強調され、その論議に参加した委員達は、これら実施された諸計画の多くは、婦人の解放の促進のため、直接、間接に貢献していることを強調した。これに関連して、2人の委員が、経済的開発の比較的研究されている諸国に対する、地域社会開発計画の重要性を特に強調し、数人の委員達は、それぞれ

の国の政府が、技術援助計画に関しておこなった活動を説明した。

215 或委員は、技術援助計画活動が、過去において、基金や運営費の面でぶつかつた困難のため、やや窮屈であつたこともあつたが、最近この困難を打開するためにとられた措置がうまくいつて、諸計画がもつと健全な基礎の上に立つことができるようにと希望を表明した。2人の委員は、技術援助計画の下で、専門家を募るときは、適応性を重要視することが大切であるといひ、専門家の任期は、それぞれの分野で彼らが有効な貢献をなし得るに充分な期間でなければならないとの感想であつた。

216 委員達は、又、技術援助計画の下で、婦人が、専門家、フェロー、及びスカラーとしてもつと多く参加することが重要であると強調した。或委員は、各国で行われる事業のために婦人の専門家を募るよう要求するとか、フェローシップやスカラシップを資格あるその国の婦人のために申込むことなどは共に、各国政府の責任であると注意した。他の或委員は、婦人の地位委員会が12回会議のために、事務総長が1956年及び1957年において、技術援助計画によつていろいろの資格で参加した婦人の数について報告書を作成するよう要請したらどうかと提案した。

217 人権の分野における助言サービスに関しては、事務総長代理の発言があり、来るべき“公民の責任及びアジア婦人の公的生活への参加増大に関するセミナー”に関する進捗状況が報告された。事務総長代理は、これは助言サービス計画によつて実施されるものとしては最初のセミナーであり、1957年8月にタイ国政府の厚意ある招待により、バンコックで開かれ、事務総長及びタイ国政府は、アジア極東経済委員会の対象となつている地域の21カ国の政府に出席者を遣ふための候補者を挙げるよう依頼したと述べた。事務総長代理は、更に、ILO、ユネスコ、FAO、WHO、及びユニセフからもこのセミナーに参加するよう要請し、又、婦人の地位委員会の事業に関心を示し、且つ、セミナーにオブザーヴァーを送りたいと申出た非政府団体も招待されるよう取りきめが行われつゝあると述べた。セミナーの議題や参考書類について詳細に説明がなされたが、これらは、1956年10月バンコックで開かれた専門家の予備会議の勧告に基くものである。

218 数人の委員から質問が行われ、事務総長代理はこれに答えて、数カ国の政府が婦人の地位に関するセミナーの開催国となつてもよいといつたことを述べ、又、国連技術援助計画の手續や実施は、助言サービス計画の結果に関連しつゝ、行われており、事務総長は総会決議926(X)に従ひ、婦人の地位委員会に対し、計画の進捗状況を提出することを適当と考えでそのようにすると述べた。

事務総長代理は、更に、1956年10月にバンコックで行なわれた特別専門家会議の構成についての手續を説明した。

219 人権の分野における助言サービス計画の論議中、ドミニカ共和国の代表は、1956年6月6日事務総長から諸国政府にあてられたこの件に関する口上書に対して、ドミニカ共和

国政府は、この計画による婦人の地位に関するセミナーの開催国に喜んでなることを表明したと述べた。これに関連して、ドミニカ共和国代表は、1956年6月に全アメリカ婦人委員会の第11回会議で採択された決議、即ち、全アメリカ婦人委員会は、婦人の公的生活への参加増大に関するセミナーは、国連の人権の分野における助言サービス計画によつて行うことを勧告したもの、に注目せしめた。そして、婦人の地位委員会、全アメリカ婦人委員会、専門機関及び関心ある非政府団体が、ドミニカで行われる筈であつたセミナーに参加するよう希望し、更に、ラテンアメリカの他国の政府も、今後、助言サービス計画によるセミナーの開催国たることを申出てほしいと希望を述べた。

220 アメリカ合衆国代表は、1956年に、アメリカ合衆国政府が、事務総長に対し、1957年中に、合衆国で、市民教育に関するセミナーの開催を考えてほしいと要請したことを想起した。その時、合衆国政府は、もしアジアの国が1957年の開催国を引きうけるなら、自分の要請は、喜んで延期しようといつていたのである。そこで、タイ国政府がセミナーの開催国たることを申出た時、合衆国政府は、自分の招待を延期することにした。合衆国代表は、合衆国政府は、1958年又は1959年に、他の国の申出の方がより適当でない限りは、市民教育に関するセミナーの開催国に喜んでなると述べた。

221 論議中、委員達は、人権の分野における助言サービス計画、特に1957年8月に、国連及びタイ国政府の共催により行われる、“公民の責任及びアジア婦人の公的生活への参加増大に関するセミナー”の計画について、満足の意を表した。このセミナー及び将来行われるセミナーは、婦人の地位の向上と国際的協力と理解の増大に大きく貢献するであろうと考えられた。これに関して、ソヴィエト連邦の代表は、1956年9月、モスクワで行われた“ソ連における婦人の権利の平等に関するセミナー”の説明を行い、それには37カ国と27の非政府団体から98人の代表が参加したと述べ、皆の感想としてこのようなセミナーは役に立つからもつと盛に行われるよう奨励されるべきだということであつたと述べた。

222 バンコックで行われるセミナーについて論じている間に、委員達は、婦人に関係ある助言サービス計画の多くが、婦人の地位委員会の発議の結果実現したものであることに注意し、1957年セミナーのプログラムや構成に深い興味を示した。公民の責任に関するセミナーは、婦人が最近参政権を獲得した諸国のみならず、婦人の権利獲得後、相当期間経過した国々においても重要であると考えられた。数人の委員達は、婦人の地位に関する助言サービスの進捗状況を、婦人の地位委員会は充分知らされているべきで、今後セミナーの計画を作成するについては、喜んで援助すると述べた。又、この委員達は、委員会の委員も、オブザーヴァの資格で今後セミナーに参加することを提案し、専門家会議を召集することは助言サービス計画により行われるセミナーの立案にあたり、有効な方法であると云つた。

223 委員達は、又、婦人の政治的権利に関連して採択された決議中で、事務総長に対し、国連加盟諸国の政府と、公民の責任と婦人の公的生活への参加増大に関する国際セミナーを、国

連の人権分野における助言サービス計画により、この分野の婦人指導者を加盟各国の代表とし、諮問的地位にある非政府団体で関心あるものの参加も得て開くことができるかどうか協議するよう要請し、これら諸国政府との協議の結果を、婦人の地位委員会第12回会議に提出するよう要求したことを注目した。

224 この論議中、委員会の委員達は、婦人の地位向上のためのセミナーが、助言サービス計画として毎年開催されることを希望し、この種セミナーが、地域的に組織されれば、なおよいと考えた。或委員は、私法上の婦人の地位向上に関するセミナーが、ヨーロッパで開催されるべきであると考えた。

225 この討論中、全アメリカ婦人委員会の代表が意見発表を行った。

226 第255次会議で、アルゼンチン、パキスタン及びヴェネズエラの代表の提出した決議案を審議した。ソヴィエト連邦代表は、決議案の本文の第1節に口頭で修正を提案した。多少議論の行われた後、最後に“地域的”の語の後に“又、国際的にも”の語を挿入するという事になった。

227 ポーランド代表は、ソ連の修正が結局受理されなかつた場合、同節の“なるべく地域的”の語を削除するという修正を、やはり口頭で行った。

228 記録報告係は、これらの修正に関する議論を、委員会議事録に記すよう注意した。

229 委員会は、ソ連の修正を、賛成10、反対4、棄権3で採択した。それで、ポーランドの修正は投票に附されなかつた。

230 そこで、委員会は、決議案を、賛成15、反対なし、棄権1で採択した。決議文は次の通りである。

“婦人の地位委員会は、

“事務総長が、1956年10月、バンコック(タイ国)における専門家会議召集により、セミナーの構成に関して研究を進め、その会議の結果、1957年に、公民の責任とアジア婦人の公的生活への参加増大に関するセミナーの開催を決議したことを、満足をもって注目し、

“経済社会理事会の決議605(XVI)に従つて、1956年6月6日、事務総長から送られた口上書に対して数カ国の政府が回答し、公民の責任と婦人の公的生活への参加増大に関するセミナーについての助言サービス計画を喜んで受け入れ、このようなセミナーの開催を図ることの可能性を示したことを、満足をもって注目し、

“1956年6月、全アメリカ婦人委員会第11回年次会議の採択した決議、即ち、婦人が、各々の国の公的生活へ参加することを助けることを目的としたセミナーが、ラテンアメリカにおいても速に行われるようとの勧告に注目し、

“技術援助計画の実行に、参加した専門家の数の増加及び与えられるフェローシップや、行われるセミナーの数の増加を考慮し、

“技術援助計画はすべて婦人の関心を持つところであつて、これらにおける婦人の参加者が確保されるべきであると確信し、

“1 婦人の地位向上のためのセミナーは、なるべく地域的に、又、国際的にも、婦人、人権の分野における助言サービス計画により行われることを希望する。

“2 事務総長に対し、婦人の地位委員会第12回会議のため、1956年と1957年に、専門家、スカラー及びフェローとして、技術援助の拡大計画又は通常計画中に参加した婦人の比例数に関する報告書を作成し、それには、スカラシップやフェローシップに対して国連に出された申込みの中にあつた、婦人が各分野について示す興味に関する情報も含むように、要求する。”

第11章 国連及び専門機関事業に対する婦人の参加

231 婦人の地位委員会は、議題第12項を、その第253及び254次会議で討論した。

232 一般的討論において、委員達は、国連憲章が十分に適用されるに至っていないことに対して遺憾の意を表した。特に、国連事務局及び専門機関事務局の上級又は政策的地位を占める婦人の数が比較的に少ないこと、及び、国連事務局の婦人職員の雇用条件に關係ある、現行の扶養家族の定義について所しが出た。

233 上級又は政策的地位を占める婦人の数に關連して、数人の代表は、諸国の政府が、すでに、婦人を國家公務員の上級の地位に任命したこと、又、国際会議や、国際機関への国の代表団中に、次第に多くの婦人を加えるようになったことを述べた。これらの代表達は、国連が、国連職員中の責任ある地位に婦人を任用したり、昇進したりすることにより、世界各國の政府に模範を示すべきであると考えた。そして、世界中に、職員間に最善の地理的分布を考慮に入れることが必要であつたとしても事務局中に以前あつた空席を補充する資格ある婦人が多数あつたとの意見が出された。

234 或代表は、事務総長は婦人の権利について最も強い信念をもつた選手であるのだから、事務局の上級地位に婦人を採用するように旧に倍する努力をしてほしいと述べた。

235 国連職員に婦人を採用する条件について、数人の委員達は、給与審議委員会は、婦人職員に不利な差別をつけた、扶養家族の定義を提案したとの考えを、論議中に述べた。或委員は、この問題について、給与審議委員会に参加した自分と同国の委員の考えとは違ふけれども、憲章第8条の完全実施のために、圧力を継続することは、婦人の地位委員会の義務であると感じ

ると述べた。又、帰郷休暇や、年金の転換可能性に関する雇用条件は、男子より婦人に不利であると述べられた。或委員は、又、専門機関事務局の雇用条件は、男女平等でないと云い、これに関して、ユネスコ事務局における婦人の状況に関する統計を引用した。

236 委員会は、事務総長代理の事務局人事部長J. A. C. ロバートソンの発言を聴取した。

237 人事部長は、国連憲章第8条の適用について、事務総長が、以前、婦人の地位委員会に対して、自分が職にある限りは、過去将来ともに、性別による差別待遇はないことを保証したことを想起した。国連事務局における政策的地位に婦人を任命又は昇任させることについて、人事部長は、職員の募集にあたって地理的にできるだけ広範囲に行うことに伴う困難さを述べ、現状においては、事務局の欠員が比較的小ししかないと述べた。人事部長は、事務総長は、憲章第97条により事務局職員の長として、憲章第101条(3)に従い、職員採用にあたっては、能率、能力、誠実の最高水準を維持し、これらの基準によつて最も適格と思われる人が、性、人種、皮膚の色や信条の別なく、欠員補助のため任用され又は昇任されるようにする責任があると述べた。

238 人事部長はその発言の中で、婦人職員の数や階級を男子のそれと比較した統計を引用し、この統計は、第5回総会の審議のために作成されたもので、総会が、事務総長が人事管理の問題を報告すべき受当な唯一の機関であると述べた。この統計を分析して、人事部長は、事務局において“政策的”地位を占める婦人の数は、最近数年間増減せず、実質的な状態は、進歩もせず、後退もしていないと述べた。そして、そういう地位についた婦人は、過去十年間就任も辞任も自由意志で行われたのであるが、いつも比較的少かつた。又、各々の国での公務に、上級の有資格婦人職員の転換や需要が多いことも、この国連報告書を評価する際に考慮すべき事であると述べた。事務総長は、差別待遇は全くないことを強く思っており、人事部長は、事務局の職員募集手続概要を説明し、各国の公務員が、外部から職員を採用する唯一の出所であることに注意を喚起した。そしてこれに関連して、21ヶ国の新加盟国中の数国が、国連に採用を考慮すべき候補者を提出する時、事実、婦人を1人も含めて来ないのだと云った。人事部長は、国連が、その職員募集や昇進方針において1つの模範を示すべきであることに賛成であると述べ、この状態改善のためにできそうなことは、正規の勤務の下級職に、もつと多くの適格な婦人を、先づよく選んで採用すれば、長年のうちには、昇進によつて政策的地位を獲得することが期待できるであろうと述べた。“任用及び昇進委員会”の運営を説明して、人事部長は、同委員会が昇進に関しては、婦人を特に悪くしたり、よくしたりという差別待遇を含めて、如何なる差別をも避けるよう、骨を折つていと述べた。

239 任用の条件、特に扶養家族の定義の問題については、人事部長は、国連や専門機関代表の構成する行政問題諮問委員会の承認を求めた仮定義に注意を喚起した。それは次のようなものである。

(a) 配偶者は、夫も妻も、その収入が一定の額(男女の差別なし)に達しない時は、職員の扶

養家族と認める。

(b) 子供は、扶養テストなしで、当然に扶養家族と認められる。子供の為に支払われる手当は、両親が自国の法律によつて与えられる特典又は税の免除によつて行われる一定の控除に従い、職員の男女による区別はない。

240 人事部長は、これらの定義は、国連や専門機関の運営責任者達の同意を要するのだが、憲章第8条の適用上、更に進歩を示すものとなるであろうと述べた。

241 最後に、人事部長は、事務総長が、婦人の地位委員会の仕事に絶えず深い関心をもっていることを想起し、事務総長は、婦人が高い職務につくようにとか、就任中の雇用条件についてなどの問題についてのこの委員会の討論の全ての点に、注意深く注目していることを述べた。そして、国連事務局の政策的地位につく婦人の数や率を増やすように、努力するべしという、婦人の地位委員会の意見を事務総長に報告することを約束した。

242 事務総長の代理として人事部長が行った演説に聴衆を表するにあたり、委員達は、事務総長への信頼を繰返し表明して、事務総長が憲章第8条の項目を実施していないということを云うつもりは全くないと強調した。しかし、第8条が完全に実施されたという前には、なされなければならないことが沢山あるというのが、皆の一致した意見であつた。

243 或代表は1119人の婦人職員中部長は唯1人であり、ユニセフにも、1人だけ高い地位を占めているにすぎないことを指摘した。

244 委員達は、この項が、過去8年間にわたり委員会の議題にのせられてきた事実注目し、近い将来に状態が改善されることを希望した。これに関連して、或委員は、委員達が、各々の国から総会の第5委員会に出ている代表をして本問題に関する婦人の地位委員会の勧告と決議に注意せしめることを勧めた。

245 或委員は、又、婦人の地位委員会の第3回会議で、婦人の地位委員会の事務局が、国連事務局中で、部になるように要求した決議を行つたことを述べ、この結果、何もしなされず、婦人の地位委員会は、経済社会理事会の他の機能委員会と異り、その事務局が課のまゝで続いている。これは、同委員会に対して立派な仕事をしてくれる賞讃すべき同課に関する非難の意味ではないが、現行の行政規定は、この課の名誉を損うものであるとの考えであつた。

246 国際大学婦人協会及び婦人国際平和自由同盟の代表が意見発表を行つた。

247 第253、254次会議において、委員会は、アルゼンチン、ドミニカ共和国、フランス、インドネシア、メキシコ及びヴェネズエラが共同提案した決議案を審議した。第253次会議において、スウェーデンの代表は、本文第2節の最後の行の“し続ける”の語の削除を口頭で提案したが、その削除の代りに、ドミニカ共和国が提案し、決議案の他の共同提案者達も同意したと云ふの“信ずる”の後に、“増加することを”の語を加え、従つて“増加し続ける”の語を削除するという変更賛成した。

248 第254次会議において、決議案の共同提案者達は、イギリスが提案した修正を受理し、

前文の才2節と本文の才1節の語法を修正した。

249 才254次会議で、婦人の地位委員会は決議案を修正通り、全会一致で採択した。決議文は次の通りである。

“婦人の地位委員会は、

“総会が、その決議1095(XI)により、才5委員会の結論、即ち、事務総長は、専門機関の長と協議し、給与審議委員会の提案及び才5委員会において発表された意見を充分考慮に入れて、扶養家族の定義を決定し、職員に適用して、才12回総会に結果を報告すべきことを承認したことを考慮し、給与審議委員会が、男子と婦人に、或点で異なる、扶養家族の定義を提案したことに注目し、

“憲章才8条に、性別による差別待遇を禁じていることを想起し、

“1. 事務総長は、扶養家族手当について婦人職員に対する差別待遇を避けること、及び、国連憲章才8条を、才101条(3)と共に守り、男女の職員を採用することの必要を留意するよう希望し、

“2 国連及び専門機関事務局の上級及び政策的地位に採用され、昇進させられる婦人の数や率が増加することを信ずる。”

第12章 全アメリカ婦人委員会の報告

250. 婦人の地位委員会には、全アメリカ婦人委員会の報告書が提出され、その第251次会議において、同委員会代表の意見発表が行われた。

251. 数人の委員達は、その報告と演説、及び全アメリカ婦人委員会の事業の大きな価値に対する関心を表明した。特に、同委員会が、婦人の地位委員会と密接な関係を保ちつつ事業を行っていることに満足の意が表された。

252. 婦人の地位委員会は、全アメリカ婦人委員会の報告を、感謝をもって注目した。

第13章 婦人の地位に関する通信

253. 経済社会理事会の決議76(V)は、決議304-I(XI)の修正通り、婦人の地位に関する通信が、事務総長によつて、非機密文書リスト中に摘要された。非機密文書は受理された。

254. この非機密文書リストは、通信特別委員会によつて審議され、その報告書は、第252次会議において、全会一致で採択された。

第14章 事業計画検討と優先審議項目の設定

255. 第256次会議において、委員会は議事日程第15項を審議した。婦人の地位委員会才10回会議の決議に基づく措置に関する報告に加えて、事務総長から、事業計画検討と優先審議項目設定についての覚え書と、同じく事務総長から、第11回会議における決議に基づいてつけた優先順位表の案が提出された。

256. 事務総長の代理は、既に本会議の初めに、委員会に提出されていた文書について特に発言をした。この文書の起源と目的を考察して、事務総長代理は、第22回経済社会理事会に出た代表達が、経済的社会的分野の全体を通じて入手出来る限りある資料を最大限に活用するために、国際的資料を、もつと広く集めるように、更に努力する必要があることを述べた。その結果、経済社会理事会は、地域及び機能の両委員会と事務総長に、特別の責任を負わせる決議を行つた。これら委員会は、その主要な経済的、社会的及び人権の問題に関

する活動を更に集中し、又相互の活動のより能率的な協力を行い、および理事会に対する報告中にこれに関する特別の項を設けることを、特に留意するよう要請されたのである。事務総長はすでに1956年に理事会の事業計画に関する所見を含む報告書を提出していたのであるが、更に同様に委員会の事業計画に関する所見を含む報告を作成するよう要請された。この報告書は、他の委員会や専門機関の該当部分と共に、理事会の調整委員会によつて第24回理事会の開かれる前に審議されることになっている。この事務総長の覚え書は、理事会の各委員会に提出されるべき数種の、事業計画を内容とする文書の一である。勿論、これに含まれているような提案は、経済社会理事会に事務総長が提出する文書の中にも入れられるであろうとのことであつた。

257. 事務総長覚え書について特に言及し、事務総長代理は、委員会に対して、現在、毎年作成されてきた多くの報告書を、2年に1度にしてはどうかと提案して注目された。事務総長代理は、委員会が、既に“婦人の教育の機会”に関するその決議3(X)中で、この問題についてのその仕事は、第12回及び第13回会議で行ふことをきめたことに満足の意を表し、同一労働同一賃金に関する決議4(XI)も、このような報告書が、隔年に作成されるべきであるという提案の受諾を妨げないと述べた。事務総長代理は更に、婦人の政治的権利、および、信託非自治地域における婦人の地位についての年次報告書も、隔年作成の提案の対象に含まれていると述べた。

258. 事務総長代理は、事務総長の覚え書き中にある婦人に対する経済的差別除去のための政府措置は、特殊な経済的権利についての一連の報告書という形をとると作り易いのではないかと提案をとりあげ、事務総長は、ILOと協議の後、休暇をとる権利及び老後や病気や労働能力喪失の際の保障については、婦人の地位委員会第12回会議で取上げるように、そして経済社会理事会決議587E(XX)中に列記されている他の経済的権利の分野については、その後の報告書に入れてはどうかと提案していると述べた。更に、事務総長代理は原因を主張しなければならないと共に、婦人の地位委員会が今会期において、既に事務総長の意見や経済社会理事会の大体の方針に一致した措置をとつたことに満足の意を表した。

259. ドミニカ共和国代表は“婦人の地位に関するニュースレター”はスペイン語でも出して貰えないかと問い、事務局がこの要求をかなえることができることを希望する旨述べた。

260. 或委員は、今後委員会の各会期の始めに、事務総長から、将来の事業計画案に対して注意を喚起してくれるば、委員達は議題の各項目と共に、これも考えに入れていることができると提案した。数人の委員は、事務総長覚え書に述べられている提案と、事務総長代理の発言に謝意を表明した。そして、婦人の地位委員会は、E/CN.6/307に提案されている通り“深い”研究に力を集中し、各会議の議題の項目を減らすとよいとの意見が述べられた。しかし、他の委員達は、婦人の地位に関する種々の問題相互の密接な関係を強調した。

261. 或委員は、経済社会理事会において、婦人の地位委員会を1年おきにするような試みがなされているとの噂を持ち出して委員会の注意を喚起した。数人の委員達は、事務総長の覚え書き中には何も、そのような可能性をほのめかしてはいないと理解することを述べ、この覚え書は委員会が毎年開催されることを期待しているが、現在毎年審議のため提出されている特定問題についての報告書は、将来1年おきに提出するようにしてはどうかということを書つているのであるとの考えであつた。

262. 事務総長の覚え書についての論議中、特に第4及び5節の、書類作成の履度に関する部分について、数人の委員達は、信託非自治地域の婦人の政治的権利は最も重要な項目であるから、この問題に関しては、毎年報告書を提出すべきだと述べた。又、信託非自治地域における婦人の地位に関する報告書は、政治的権利に関する情報のみならず、教育の機会など婦人の地位に関する他の分野についての情報をも含むものであると述べた。或委員達は、婦人の地位委員会が、この書類作成の履度について、更によく審議してから、決定するべきであるとの意見であつた。しかし、委員の1人は、事務総長覚え書の第4及び5節に提案されているように2年に1回報告を出すのが適当であるとの意見であつた。

263. ポーランドの代表は、E/CN.6/307の第4及び5節を更に審議することは、次期委員会まで延期することの動議を出し、賛成15、反対1、棄権なしで採択された。

264. 委員会は、次に事務総長の提出した“事業計画の検討と優先審議項目の設定”を審議した。アメリカ合衆国代表は、各計画につき、事業計画の中に、事務総長が他の専門機関によつて覚え書か報告書が作成されるのかどうか、そしてそれらの報告書の各々の担当機関はどこかを明示すべきであると提案した。委員会は、事業計画をそのように修正することに賛成した。

265. ソヴィエト連邦の代表は「優先継続事業計画」という項目の内容を組みかえて、“既婚婦人の国籍”に関する継続事業計画は(b)から(d)に移され、私法に関する事業のすぐ前にくるようにしてはどうかと提案した。この提案は、その結果“婦人の教育の機会”と“同一労働同一賃金”の事業の順の変更とともに、委員会によつて受理された。

266. 優先特別事業計画については、アメリカ合衆国代表が、(b)項“婦人の経済的機会”にある、家庭的責任を負う働く婦人の状態に関する報告は、(i)となるべきで、(ii)は、“(a)、国連加盟国やILOが、婦人に男子と平等の権利を、休日や老年、疾病、労働能力喪失の場合の保障に関して与えることにより、婦人に対する経済的差別待遇の除去のためにとつた措置に関する報告”及び“(b)非政府団体に対し、婦人の退職年金と年金受給権についての意見を求め、その回答に関する報告の作成”とするべきであると提案した。委員会は、このアメリカ合衆国代表の提案を受理した。

267. “婦人の経済的機会”に関し、イギリス代表は、政府及び非政府団体に対し婦人の職業的進出の状況についての情報を求める件は「最優先特別事業計画」から婦人の地位委員会

才13回会議のための「非優先特別事業計画」の項に移すよう提案した。委員会は、これに「事務総長と関係専門機関の共同報告」の語を附加えるということで了承した。

268 婦人の地位委員会才256次会議で、次のような事業計画が、満場一致採択された。

I 優先的継続事業

- (a) 婦人の政治的権利
 - (I) 総会のための、婦人の参政権に関する事務総長覚書
 - (II) 信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告
 - (III) 非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告
- (b) 婦人の教育の機会 婦人の教育の機会についてのユネスコ活動の状況報告
- (c) 同一労働同一賃金 同一価値労働に対する同一の報酬に関するILO条約(才100号)の批准を含む、諸国政府の同一労働同一賃金原則実行状態のILOによる状況報告
- (d) 既婚婦人の国籍 既婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての事務総長報告
- (e) 私法 家族法及び婦人の財産権についての立法や判例に関する事務総長の年次報告
- (f) 人権の分野における助言サービス 事務総長の状況報告
- (g) 婦人の地位に関する年2回のニュースレター

II 優先的特別計画

- (a) 同一労働同一賃金 同一労働同一賃金に関する事務総長とILO協定によるパンフレット案
- (b) 婦人の経済的機会
 - (i) 働く母親を含む家庭の責任を負った婦人労働者の状態に関する事務総長とILOの報告
 - (II) a 国連加盟国やILOが、婦人に男子と平等の権利を、休日や老年、疾病、労働能力喪失の場合の保障に関して与えることにより、婦人に対する経済的差別待遇の除去のためにとった措置に関する事務総長とILOの報告
 - b 非政府団体に対し、婦人の退職年金と年金受給権についての意見を求め、その回答に関する事務総長報告
- (c) 婦人の教育の機会 婦人の高等教育の機会に関するユネスコの報告
女子の中等教育に関するユネスコの補足資料
- (d) 婦人の政治的権利 国際セミナー開催に関し諸国政府との協議による事務総長報告

- (e) 私法上の婦人の地位 結婚法令と両当事者の自由意志に基づく承諾の必要に関する事務総長報告(経済社会理事会がこの研究を婦人の地位委員会に附託した場合)

- (f) 技術援助 技術援助計画における婦人の参加に関する事務総長の統計報告

III 非優先的特別計画(婦人の地位委員会才13回会議のための)

- (a) 婦人に適用される税法 国連加盟国政府及び非政府団体に情報の提供を要請しその回答を内容とする事務総長の報告作成
- (b) 婦人の教育の機会 婦人が教職につく機会に関するユネスコの報告
- (c) 婦人の経済的機会 加盟国や非政府団体に対し、婦人の経済的機会に関する現状報告を求め、関係専門機関と協力して事務総長報告作成

第15章 次期会議の場所の審議

269 婦人の地位委員会はその才255次会議で次期会議の場所について審議した。

270 委員会は、総会決議790(VIII)に、国連諸機関は、1954年より1957年までの会議はきめられた様式を守るようにと述べていることに注目した。

271 委員会は全会一致で、アルゼンチン、キューバ、ドミニカ共和国、インドネシア、イスラエル、ポーランド、スウェーデン、ソヴィエト連邦、イギリス、アメリカ及びヴェネズエラが提案した次のような決議案を採択した。

“婦人の地位委員会は

“経済社会理事会に対し、婦人の地位委員会を1958年にはジュネーブで開催するよう勧告する。”

第16章 経済社会理事会に対する報告書の採択

272 委員会は才257次会議において、経済社会理事会に対する、婦人の地位委員会才11回会議報告書を採択した。

附 録

第10回婦人の地位委員会の決定に基づく措置

(事務総長報告)

目 次

ま え が き	62
1. 婦人の政治的権利	62
2. 婦人の教育の機会	62
3. 同一労働同一賃金	63
4. 婦人の経済的機会	63
5. 既婚婦人の国籍	64
(a) 既婚婦人の国籍に関する条約	64
(b) 既婚婦人の国籍に関する立法	64
6. 私法上の婦人の地位	65
7. 財政法上の婦人の地位	65
8. 婦人の地位に関係ある技術援助計画	65

ま え が き

1. 本報告書は、第10回婦人の地位委員会における決定に基づいてとられた措置を簡単に述べたものである。これらの決定は国連の他の機関又は事務総長による措置を要請し、且とられた措置が更に詳細にわたって研究されるように述べている。
2. 第10回婦人の地位委員会の経済社会理事会に提出した報告書が全体をとおして、しばしば参照されている。

I 婦人の政治的権利

婦人の政治的権利の進歩に関する事務総長の覚え書

3. 婦人の地位委員会は、第10回会議において事務総長に対し、将来婦人の政治的権利に関する年次覚書中に、各国に於いて婦人が公共団体や公職につける権利の状態を示した附録表を含むよう要請した。
4. 従って事務総長は、前の報告中の資料を最新のものとし、且公共団体及び公職につける権利の状態に関する情報を第1表から第4表までに含めた報告を作成した。

II 婦人の教育の機会

5. 婦人の地位委員会は第10回会議において、事務総長に対し、少数者の差別防止と保護の小委員会及び特別報告者に対して、教育における差別についての特別報告者の報告案に関する委員会の論評を伝達するよう要請する決議を採択した。事務総長はこれを履行した。
6. 又、同決議中で、委員会は事務総長に対し教育における婦人の差別に関する情報の分析概要を作成し、それを第11回委員会に検討のため提出することを要請した。経済社会理事会は第22回会議において、事務総長に対し情報の概要を少数者の差別防止と保護の小委員会に対しても提出するよう要請した決議を採択した。
事務総長は、この概要を作成し、それを特別報告者に伝達し、彼はそれを少数者の差別防止と保護の小委員会に提出する最終報告の婦人の教育の機会に関する章の基礎として使用することにした。
7. 特別報告者はまた、その改訂報告書中に婦人の地位委員会が性別による教育上の差別に関する独立の情報分析概要を作成中なることを銘記した。
8. 婦人の教育の機会に関するユネスコの報告は、第10回婦人の地位委員会で採択された事業計画の中に優先的継続事業として含まれた。この報告は、第11回委員会に提出される予定である。

婦人の教職につく機会に関するユネスコの予備報告は、委員会がその事業計画の中に含むよう決定を行つたのでそれに従って提出される。

III 同一労働同一賃金

9. 婦人の地位委員会は、第10回会議で、同一労働同一賃金の原則が有効に実施されるような方法、特に団体協約に関し、さらに注意を払うべきであるとの意見を述べた決議を採択した。この決議中で、委員会は事務総長に対し、経済社会理事会の諮問機関たる非政府団体から同一賃金問題に関する情報を更に収集するよう要請した。この決議に関して事務総長が集めた情報をまとめた報告は、第11回委員会に提出される。
10. 同決議中で、委員会は事務総長に対し、ILOと協議して、同一賃金原則の履行のための種々の方法及びこの面における現状について小冊子の草稿を、可能ならば第11回委員会で審議するよう作成することを要請した。事務局長は今会期に間に合うよう小冊子の草稿を作成する事ができなかった。
11. ILOにより作成された男女同一労働同一賃金に関するILO条約第100号及び勧告第90号の履行についての報告は、第8回婦人の地位委員会で出されたこの問題に関する報告を引続き提出するようとの要請に従って、第11回委員会に提出される。

IV 婦人の経済的機会

12. 婦人の地位委員会は、第10回会議において、経済社会理事会のための婦人の経済的機会に関する三つの決議案を採択した。
13. 最初の決議は手工業及び家内工業における婦人の機会に関するものであつた。この決議において、理事会はILOに対し、本委員会に対する今後の本問題に関する報告においては、手工業と家内工業の健全な組織及び手内職に伴う弊害を避けるのに有効な方法について特別の注意を払うよう要請することになつていた。理事会はこの決議を何ら変更なしに採択した。この問題に関するILO作成の報告は、第11回委員会に提出される。
14. 委員会により採択された理事会に対する決議案の第2は、働く母親を含めた家庭的責任を負う働く婦人及びその地位改善のための方策に関するものであつた。この決議において、理事会はこの問題の研究の必要を認め、ILOに対し、事務総長や関係専門機関と協力して、もし可能ならば第11回委員会のために報告書を作成するよう要請することを要求された。理事会はまた、事務総長に対し、この問題に関する情報を諮問機関たる非政府団体から得て、もし可能ならばそれを第11回委員会に提出するよう要請することになつていた。
15. 理事会は、この決議案を第22回会議で審議し、変更なしに決議625B IIとして採択し

た。

- 16 事務総長は、才11回会議のためにこの問題に関する覚書を作成しその審議を才12回会議まで延期するよう示唆した。
- 17 委員会で採択された才三の決議案は、婦人の経済的権利に関するものである。この決議において、理事会は事務総長及びILOに対し、国連及びILOの加盟国が理事会の決議5.8.7 F. III (XX)にいう婦人に対する差別除去のためにとっている方法についての一連の報告書を、婦人の地位委員会の才12回及びその後の会議に提出のため作成するよう要請することを求められた。
- 18 理事会は才22回会議で委員会勧告の決議6.2.5 B III (XXII)を採択した。
- 19 婦人の地位委員会は、才10回会議に於て、事務局長に対し、関係専門諸機関と協議の上、次の会期に専門的技術的訓練の主要な分野と、現在婦人が得ることができ又はできない職業的機会のリストとその説明、及び加盟国や諮問的地位にある非政府団体に配布してこの問題に関する適切な情報を入手できるような質問表を作成するよう要請する決議を採択した。
- 20 そこで事務総長は委員会からの二つの要請を果すべく一表の質問表を作成した。というのは、訓練の主要な分野及び職業機会のリストと同様、各分野で得られる機会や地位についての説明を要求する質問をも含めることができたからである。
- 21 委員会の、事業計画の中に特に優先的事业としてILOによる婦人のパートタイム労働及び高年婦人労働者に関する報告を含めるとの決定に従い、これらの報告は、才11回委員会に提出される。
- 22 ユネスコとILOの専門的技術的訓練に関する共同報告の審議は、才11回委員会まで延期されていた。この報告は委員会の才11回会議に提出される。

V 既 婚 婦 人 の 国 籍

(a) 既婚婦人の国籍に関する条約

- 23 事務総長によつてとられた措置は、才11回婦人の地位委員会に提出する事務総長により作成せられた独立の覚書の中に記述されている。

(b) 既婚婦人の国籍に関する立法

- 24 才10回委員会に於て、既婚婦人の国籍の研究に関して、委員会はその事業計画の中に優先的継続事業として“既婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化について情報蒐集”を含むことを決定した。事務総長は、かかる情報を含む報告書を才11回委員会に提出する。

VI 私 法 上 の 婦 人 の 地 位

- 25 婦人の地位委員会は、才10回会議において、事務総長に対し次期会期に一夫多妻、児童結婚、売買婚、及び母の親権等に関する報告書を作成するよう要請する決議を採択した。
- 26 よつて事務総長は、児童結婚の研究を除き、これらの問題に関する報告書を作成した。児童結婚については、経済社会理事会が、“奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行の廃止に関する条約補足に関する全権委員による国連会議”からの、“両配偶者の自由な同意と結婚のための最低年齢の確立が望ましいこと”の研究を含めた結婚問題研究の開始に関する勧告を審議してから延期された。この項目は、1957年4月に招集予定の才23回理事会の仮日程にくまれて居る。

Ⅶ 税 法 上 の 婦 人 の 地 位

- 27 婦人の地位委員会は、才10回会議において、その事業計画に優先的特別事業として、既婚婦人労働者に適用する税法の研究を、諮問機関たる非政府団体から得た情報及び婦人の法律上の地位と待遇に関する質問表に対し政府から以前に受領している回答に基いて作成することを附加することを決議した。
- 28 よつて事務総長は、この問題に関する報告書を才11回委員会のために作成した。

Ⅷ 婦 人 の 地 位 に 関 係 有 る 技 術 援 助 計 画

- 29 婦人の地位委員会は才10回会議において、事務総長に対し、最近婦人の参政权を獲得した又はまだ充分これを行っていない国々の婦人達が、その市民としての責任を理解し自国の公的生活に、参加する機会を増加することを助けるため地域セミナーをもつことが可能か否かを調べるよう要請した決議を採択した。
- 30 事務総長は、この要請に従い、才11回委員会のために、この問題に関する適切な情報をすべて包含する人権分野における助言サービスに関する状況報告を作成した。
- 31 委員会はまたその才9回会議において、事務総長に対し、婦人の地位に影響を及ぼす技術援助計画の抜萃を、政府並びに諮問機関たる非政府団体に配布するよう要請した。事務総長は、この要請を履行した。
- 32 同決議中の別の要請に従い、事務総長は才11回婦人の地位委員会のため、入手しうるすべての新しい資料を含んだ技術援助計画の補足抜萃を作成した。

第11回 婦人の地位委員会 開会の辞

議長 アグダ・ロツセル夫人(スウェーデン代表)

ここに第11回委員会の開会を宣し、委員会委員、専門機関の代表、金米婦人委員会代表及び非政府団体の代表に対し、歓迎の言葉を申し上げます。また委員会のメンバーでない国々からのオブザーヴァーの方々にも歓迎の言葉を申し上げる次第であります。

昨年の委員会以来の重要な問題は、いうまでもなく、去る2月20日に国連の主旨による新しい条約即ち既婚婦人の国籍に関する条約の開放であります。これは、御承知の通り婦人の権利の向上における道標をなすものであります。これはこの4年間に国連が国際条約を採択することにより婦人の権利を守るため指導権をとつた2番目のことでありますが、その2つの何れもが婦人の地位委員会の発議に依るものであり、委員会はその原文作成のため数年間活動をつづけたのであります。

既婚婦人の国籍に関する条約は総会で47票対2票の圧倒的多数により採択されました。このことは、国連全体特に本委員会による発議が時宜を得たものであつたことを示して居ります。この条約は、婦人の国籍の問題を婦人自身の自由意志に任せることにより、又結婚やその解消によつて妻の国籍に影響するすべての自動的効果を除去することによつて、男女の権利の平等へと向う近代化傾向を反映して居りますことに心強く感じられます。それは又、もし妻が志望すれば、夫の国の特に有利な帰化手続により、家族の国籍の統一をはかつていたので又喜ばれたのであります。

総会が3委員会議長は、開会式において条約の署名及び批准又は加入のための開放の宣言にあたり、“旅行する人がふえ、異つた国の人々の間の関係が緊密になり、国際結婚の数が増加している現在、条約の実際の効果は相当なものであり、それは、他の国の市民と結婚した婦人が無国籍や自分の望まない二重国籍というようなありうべき困難や又変則的な事態を除去するであろう”と指摘されました。9つの加盟国(カナダ、中国、コロンビア、キューバ、デンマーク、ドミニカ共和国、グアテマラ、イギリス及びウルグアイ)が開会式に於て署名し、2ヶ国(ポルトガル及びイスラエル)がそれ以後署名しました。更にチリーが今期署名することになるので、12ヶ国が数えられることになります。御承知のように、それは6ヶ国批准又は加入して90日後に効力を発することになつています。

先に述べた2つの条約のうちはじめのは、いうまでもなく、婦人の参政権に関する条約で、これによれば婦人は男子と同じ条件で選挙し又選挙され公職につき又公務を果す権利をもつて居ります。私が申しました様に、この条約は4年前に開放され、今日までに40ヶ国が署名し、26ヶ国が批准又は加入致しました。多くの国は最初の2、3年間に急いで署名及び批准又は加入を致しました。これは現状のまゝでも非常に成功した条約と考えねばなりません。しかし残念な

ら昨年はこの条約に関する行動が相当遅延になつています。委員会は、諸事日程の政治的権利の審議の際に、これについて考えられる理由について考えてみては如何かと思ひます。昨年は、1国も署名がなされず、レバノンとノルウェーのたゞ2ヶ国が批准書を寄託し、ニカラグア及びカナダの2国が条約に加入しましたので、条約加盟国は26国を数えることになります。

一方以下に述べますように婦人の政治的権利の促進について各国においては相当な動きがありました。

カンボディア、エチオピア、ニカラグア、ペルーでは、憲法の修正により婦人はすべての選挙で男子と同条件で選挙権及び被選挙権を与えられました。

エジプトでは、婦人はすべての選挙に於て選挙する権利を与えられました。但し登録と投票は男子に対しては義務的でありますが女子は任意であります。そして登録している婦人のみが投票することができます。しかし婦人には被選挙権はありません。

ハイチでは、1957年1月25日に採択された法律の規定で、21才以上のハイチ婦人はすべての政治的権利を許され、近く行われる総選挙に参加する権利を保障されました。以前は地方選挙にのみ投票して居たのであります。6年間本委員会にはハイチの代表が居りましたが、我々はこの成功の原因の一端である彼女と共に心から喜びたいと思ひます。

ヴェトナムでもまた、新憲法が婦人に対し選挙権及び被選挙権及び公職につく権利を保障しました。

その結果、現在67ヶ国に於て婦人が男子と同じ条件で選挙権並びに被選挙権及び公職につく権利を有することになります。他の3ヶ国では婦人は男子には要求されない教育資格を条件として参政権をもち、2ヶ国では選挙権のみで被選挙権はありません。国連がこの仕事を始めて以来、これらのうちの3ヶ国が改革を行なつたのであります。婦人が全然政治的権利をもたない国はたゞ12ヶ国残つていただけであります。

昨年を通じて公的生活への婦人の参加において興味ある進歩がみられ公職に任命される婦人が増えました。全部を申し上げることはできませんので特に気のついたものだけを、広く世界中における進歩を示す例として申し上げることに致します。

セイロンでは、婦人が保健大臣に任命されました。

コロンビアとキューバでは、各々婦人が文部大臣に任命されました。

フィンランドでは、婦人が社会問題大臣に任命されました。

ギリシャでは、本委員会の前委員リナ・ツアルディス夫人が厚生大臣であります。

インドでは、婦人がボンベイ市長に任命され、これはこの職についた最初の婦人であります。

イスラエルでは、ゴルダ・メイヤー夫人が1956年6月に外務大臣に任命されました。夫人は以前は労働大臣をして居られました。

日本では、1956年7月に行われた参議院選挙の結果、10人の婦人が当選しました。

オランダでは、婦人が福祉事業大臣に任命されました。

ペルーでは、婦人が投票した最初の総選挙において、8人の婦人が国民議会の代議士に当選しました。

ポーランドでは、婦人が法務大臣に任命されました。

イギリスでは、2人の婦人がこの1月に政府内務省の次官及び年金国民保健省政務次官として任命されました。

アメリカでは、昨年11月に行われた選挙の結果、15人の婦人が現任下院に居ります。

公法面と呼ばれるような分野では多くの進歩がありました。今度はそれはとめざましくはないかも知れませんが同様に興味深い私法の分野における進歩をみましょう。最近委員になられた方のために、才7回委員会採択され、後経済社会理事会によつて承認された決議を思い出してみます。この決議はすべての政府に対し、家族に関するあらゆる事項において、夫婦の権利義務の平等を保障すべく、その権力であらゆる手段を講ずるよう勧告したものであります。委員会自身はしかし乍ら、この原則の一般的な表明だけでは満足せず、後の会議において、その中の種々の事項について各々特別の勧告を出しましたがそれらも正規の順をふんで経済社会理事会によつて承認されました。

そのような決議の一つには、結婚及びその解消にあたり妻の財産に対して夫に完全な支配権を与える法制上の婚姻制度に関するもので、妻の利益を保護するような制度（それはスカンジナビア諸国に於て適用されている制度に大変近いのですが、）を勧告致したのもありました。

私は委員会の要請で理事会により作られた私法に関するこれらの速大な勧告の効果を評価するのは未だ早いと考えます。

しかし乍ら、若干の国で、本委員会がたてた線にそつた法制上の婚姻制度の変化をもたらすような法案が議院に提出されていることや、少くとも1ヶ国即ちオランダでは、そのような制度が最近、前に施行されていたものに代つて採択されたことは興味深いものがあります。

人権の分野における助言サービスの仕事の新しい計画が大きな発展をし、婦人の地位に関する問題に影響を与え、多くの国がこの問題に関心をもっていることはまことに喜ぶべきことです。本年タイ国が主催国となり20ヶ国ばかりのアジア諸国が参加して行う地域セミナーの準備のため、昨年10月バンコックで開かれた専門会議は成功でした。

セミナーの日付はまだ正式に決定しては居りませんが、日付とプログラム、（専門家の人々によつて提出された案を基に作られたものですが、）及びセミナーのための他の種々のとりぎみに関する情報は、まちがひなく本会期の進行中にお手に入ります。とに角、私達はタイ国の御好意のおかげで婦人の公的生涯へのより大きな参加の促進のため企画された最初の地域セミナーをそこで開くことができるのを心から感謝する次第であります。このようなセミナーが異つた地域に於て少くとも1年に一度開き得ることが望ましいと思います。

私は皆様に前回の会議以来におこつたものつとも重要な出来事をかいつまんで申し上げましたが、最後に将来について一言申し上げたいと存じます。

私達は、これまで力強い進歩をして参りましたが、まだ多くのなすべき事が残つて居ります。経済社会理事会の決議は事務総長に対し、婦人の政治的権利に関する覚書を世界の中のすべての婦人が男子と同等の政治的権利をもつに至るまで、毎年国連加盟国に対し、配布することを要求して居ります。理事会はこの様に、政治的権利が他のすべての権利の基礎であることを認識して居ります。本委員会に委託されている条項中には、市民的、社会的、経済的及び教育的分野等、現に差別が行われ、我々の注意を向けねばならぬ分野が指定されているのであります。これらの分野において、私達は“世界中のすべての婦人が平等な権利と責任をもつに至るまで”あらゆる努力を集中しなければなりません。

前回の会議で、委員会はある委員の方々が“ニューワーク”のプログラムと云われたものを採択した時、一つの明確な一歩をふみ出しました。これは特に、各国における婦人の職業に対する準備教育及びその準備教育を受けた場合のそれを利用する可能性に関するすべての問題を国毎に総合的審議を行うものであります。云いかえれば、世界各国における婦人の職業の前途は如何かという事なのです。これに関して、加盟国及び非政府団体に提出される質問表案は、今会期中に興味深い議事日程中の一項として委員会に出されるであります。

本会期の価値は、我々の決議の質、効力及び活気によつて判断されることでしょう。本会期中になされる決議は、疑いなく今までと同様に非常に高い水準のものであります。願わくは、それらが私が議長をさせて頂いた昨年と同様に融和と協力の精神をもつて行われますように。

国連婦人の地位委員会第11回会議報告書

昭和32年10月発行

発行者 労働省婦人少年局婦人課

印刷者 株式会社華鉄商会

TEL (92) 7439
8302 番